

(参考)

復興の取組と関連諸制度

令和3年6月11日



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

目次

1 復興庁の体制等2

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 復興庁の体制
- 1-3 福島対応体制の強化
- 1-4 福島復興に係る政府の体制
- 1-5 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針
- 1-6 復興庁設置法等の一部を改正する法律

2 復興の取組8

<被災者支援関係>8

- 2-1-1 被災者の健康・生活支援
- 2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

<住宅再建・まちづくり関係>11

- 2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の見直しと目標達成状況の確認
- 2-2-2 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組
- 2-2-3 これまでの加速化措置等の成果
- 2-2-4 交通関係
- 2-2-5 鉄道の復旧状況
- 2-2-6 復興道路・復興支援道路の開通見通し

<産業・雇用関連>18

- 2-3-1 産業の復旧に向けた取組
- 2-3-2 産業の復興に向けた取組
- 2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策
- 2-3-4 雇用に関する取組

2-3-5 人材確保に向けた取組

2-3-6 企業連携の推進

<広報・復興知見関連>29

- 2-4-1 復旧・復興の進捗情報の「見える化」
- 2-4-2 復興の教訓・ノウハウの活用

<多様な担い手による連携>32

- 2-5-1 被災地での人材確保対策
- 2-5-2 ボランティア・公益的民間連携
- 2-5-3 復興と男女共同参画
- 2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて

<原子力災害関係>39

- 2-6-1 福島復興に向けた取組
- 2-6-2 個別課題への対応

3 復興関連諸制度等54

- 3-1 復興関係予算
- 3-2 福島関係予算
- 3-3 復興関連税制
- 3-4 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援
- 3-5 復興特区制度
- 3-6 復興交付金
- 3-7 震災復興特別交付税
- 3-8 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」
- 3-9 福島復興に向けた制度
- 3-10 これまでの主な動き

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模 (推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の 東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9. 0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底 の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・ 浜通り、茨城県北部・南部、栃木県 北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南 部、福島県会津、群馬県南部、埼玉 県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸 北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、 山形県村山・置賜、群馬県北部、埼 玉県北部、千葉県北東部・南部、東 京都23区、新島、神奈川県東部・西 部、山梨県中部・西部、山梨県東部・ 富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等

(令和2年3月10日現在
出典: 緊急災害対策本部公表資料、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者

19, 729名

(震災関連死(注) 3, 767名)

イ 行方不明

2, 559名

ウ 負傷者

6, 233名

(2) 建築物被害

ア 全壊

121, 995戸

イ 半壊

282, 939戸

ウ 一部破損

748, 109戸

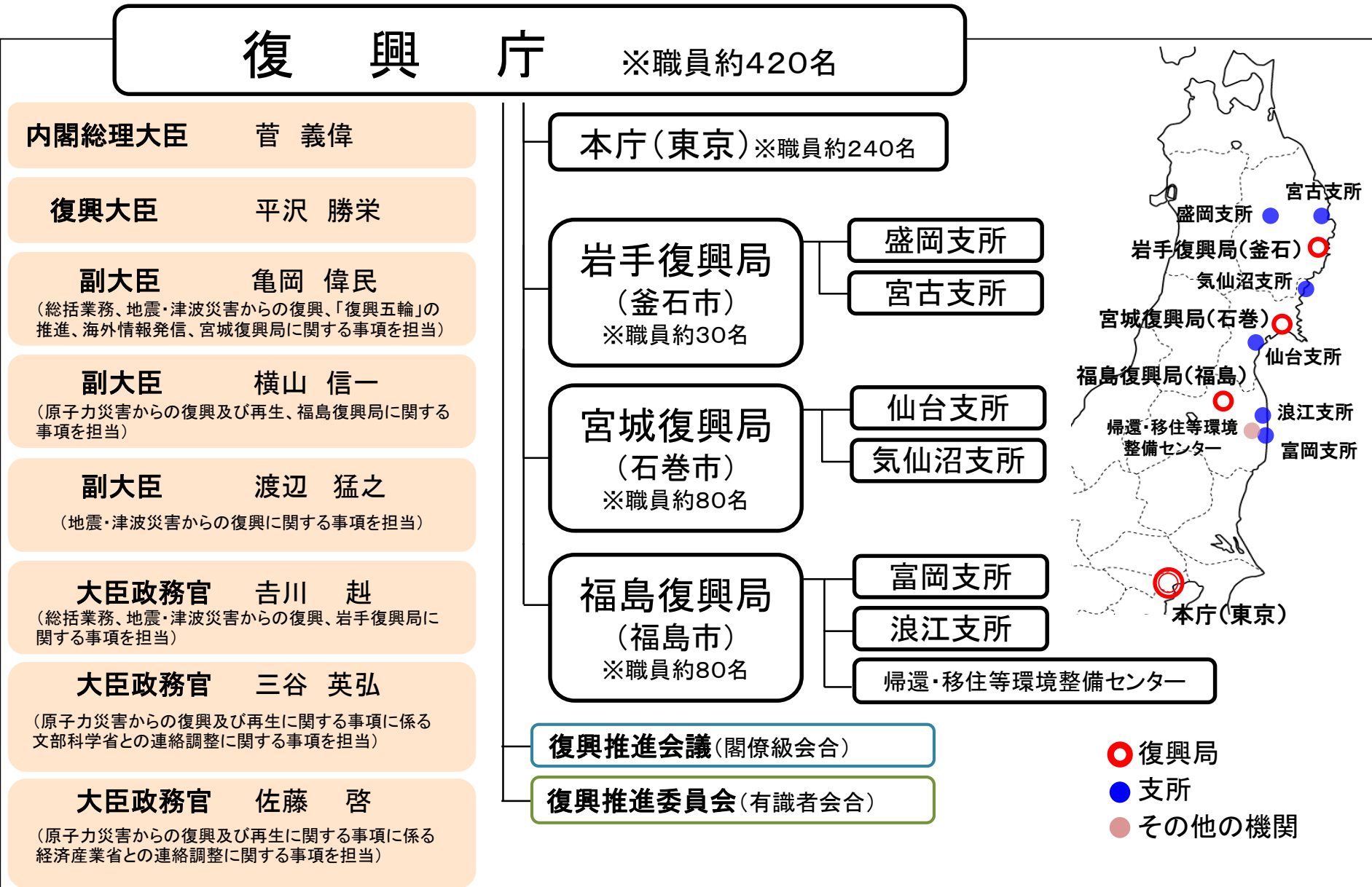
※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を
含む。

(注) 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化又は避
難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支
給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡し
たものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも
含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)」と定義。

復興庁等調べ(令和2年9月30日現在)

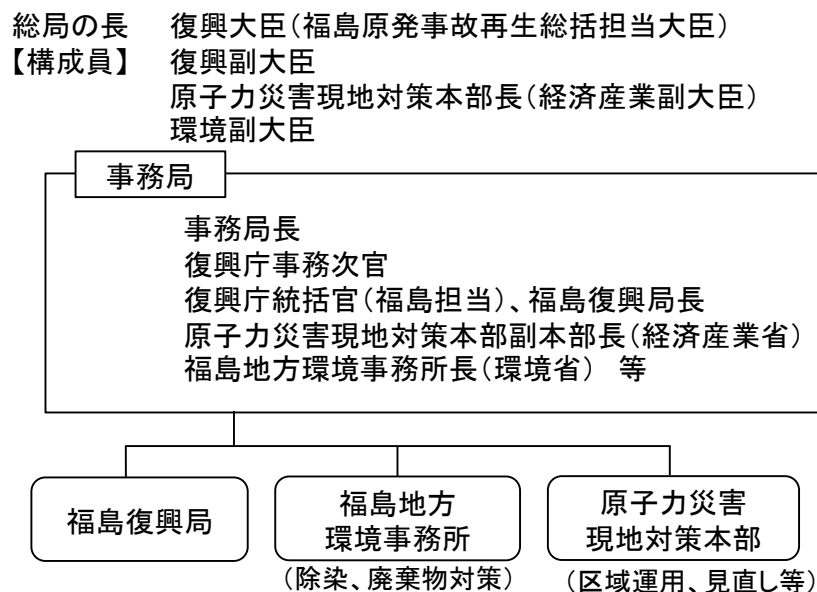
1-2 復興庁の体制



1-3 福島対応体制の強化

総理指示に基づき、平成25年2月に「福島復興再生総局」を設置。
復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』により、福島の復興を強力に推進。

福島復興再生総局（福島）



福島復興再生総括本部（東京）

本部長 復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）
関係省庁（局長クラス）
復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等

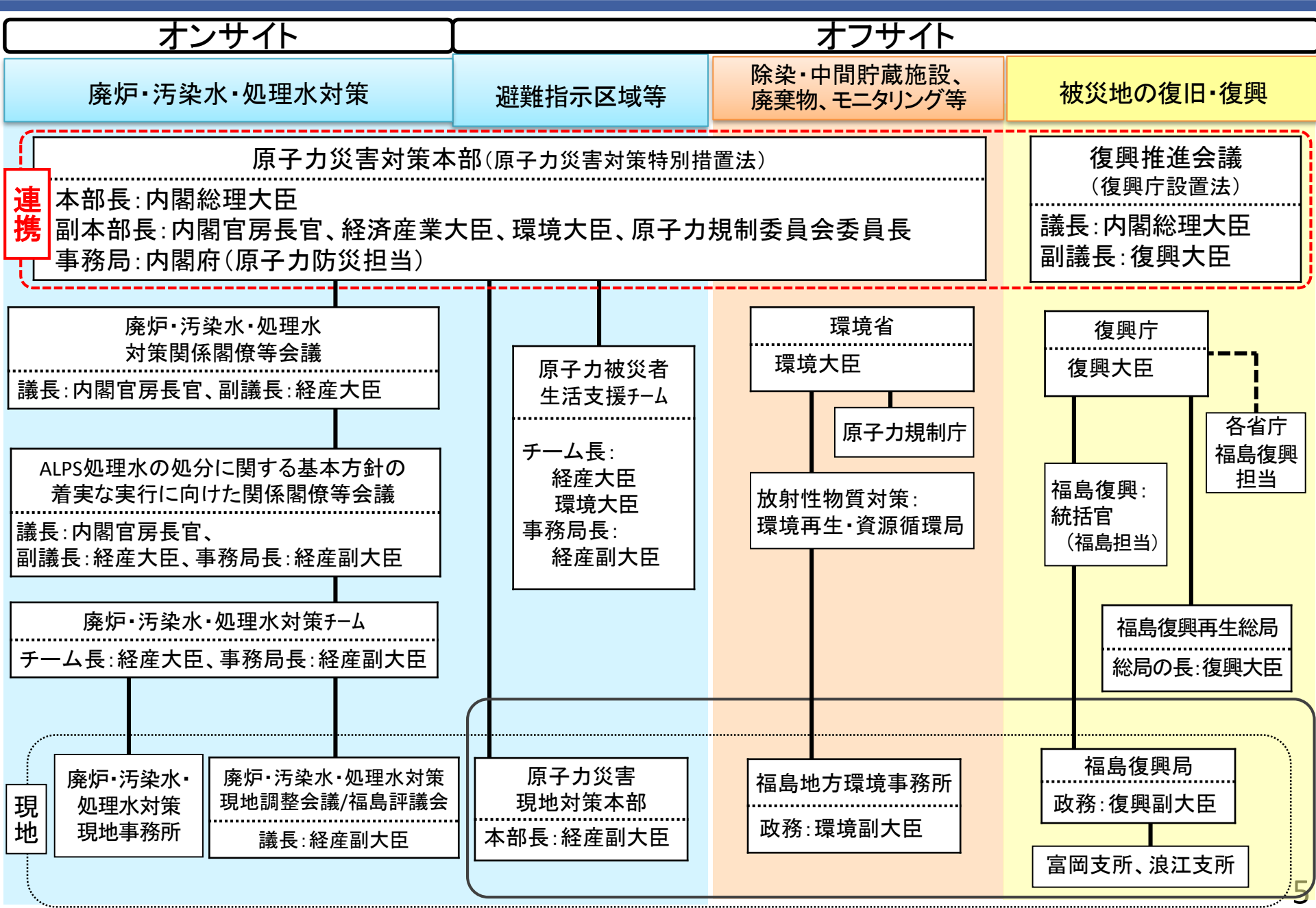
福島復興再生総局の設置目的

- ◆ 原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断するため、福島において、関係省庁からなる福島復興再生総局を設置。

- 現地において即断即決できる体制を構築、省庁横断的な課題に対する連携が可能に。
- 事務方トップクラスが総局に在勤し、現地会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底。

- 総局構成員及び事務局幹部が現地で情報共有を行う福島復興再生総局幹部会合の開催
- 毎週火曜日、現地三事務所の長等が情報交換や課題の整理等を行う福島復興再生総局事務局会議を開催

1-4 福島復興に係る政府の体制



1-5「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続

○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続

(※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続

・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)

・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備

・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度

※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要

⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施

・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論

○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等

・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続

・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備

・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 国際教育研究拠点の整備

・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進

○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林

や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信

・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転

・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有6

1-6 復興庁設置法等の一部を改正する法律 〔令和2年6月12日法律第46号〕

背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。
このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、
復興・創生期間後(令和3年度以降)の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長(令和13年3月31日)
 - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
 - 復興局の位置等の政令への委任 等
- ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、
福島復興局は引き続き福島市に設置

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、
対象地域の重点化(復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める)
- 復興特区税制について、対象地域の重点化(産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める)
- 復興交付金の廃止(所要の経過措置を規定) 等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、移住等の促進(交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加)
- 営農再開の加速化(農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等)
- 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進(課税の特例を規定等)
- 風評被害への対応(課税の特例を規定等)
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設(現行の3計画を統合) 等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長
 - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等
- ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日 : 令和3年4月1日(3.及び4.の一部は、公布日施行)

2-1-1 被災者の健康・生活支援①

平成27年1月、避難生活の長期化や被災者の分散化などによる課題に対応するため、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための対策を取りまとめた。

1. 仮設住宅等での心と体の健康への支援

(1) 見守り等の活動の推進

①復興特会における相談員確保の予算措置

「被災者健康・生活支援総合交付金」(H27)、「被災者支援総合交付金」(H28)を創設し、相談員の確保等を支援

②復興支援員の活用

見守りやケアと一体として行う相談業務に活用できることを明確化

③福島県の特有の課題に対応した相談員の確保

放射線不安など福島県特有の課題に対応した相談員の充実を支援

④保健師の確保の支援

「被災地健康支援事業」を延長して保健師の確保を支援

(2) 生きがいきづくり

○「心の復興」事業の実施

地域活性化等の活動への参画を通じた被災者の生きがいきづくりを支援

2. 災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援

見守り人員や総合交付金による支援とともに、

○復興交付金による支援の弾力化

災害公営住宅の整備に伴うコミュニティ形成などを支援

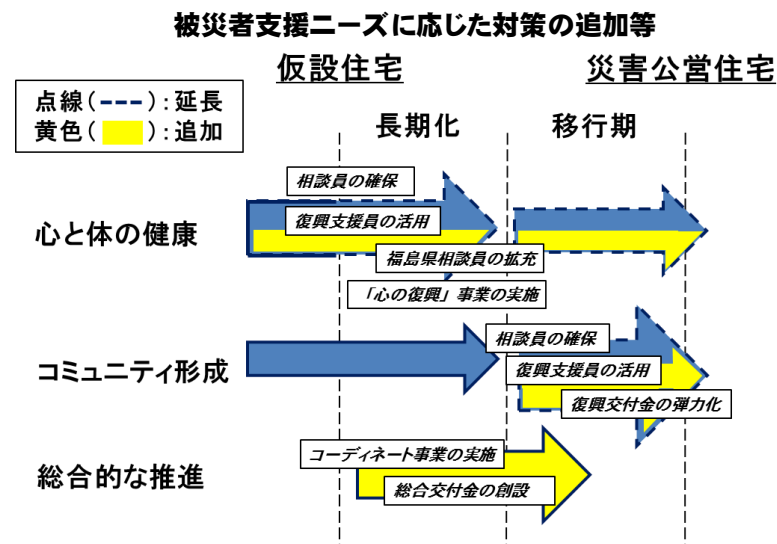
3. 支援施策の総合的な推進

(1) 被災者健康・生活支援総合交付金の創設

1つの事業計画の下で見守り・子供の支援等を総合的・弾力的に推進

(2) 被災者支援コーディネート事業の実施

①被災地域の課題及びニーズを把握、整理の上、②それに対する多様な主体による支援のコーディネート(ニーズとリソースのマッチング)、③多様な主体による協働体制の構築、④好事例、連携事例等を波及させるための発表会等を実施。



仮設住宅での避難の長期化や災害公営住宅への移行期において、見守り活動やコミュニティ形成等への支援に漏れのないよう対策を追加

2-1-1 被災者の健康・生活支援②

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和3年度概算決定額 **125億円**【復興】
（令和2年度予算額 155億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和3年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | |
| ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・「心の復興」 | ・県外避難者支援 |
| ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

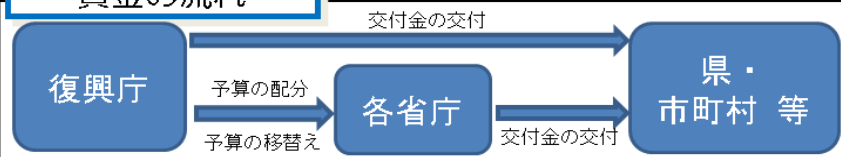
V. 被災者の心のケア支援

- ⑤被災者の心のケア支援事業

VI. 子どもに対する支援

- ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,841億円の約99%を被災者に配付済(令和3年3月31日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、20,541件(令和3年3月31日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は204,541世帯(令和3年3月31日現在)

(1) 義援金の配布状況(内閣府調べ、令和3年3月31日現在)

募金総額	配分			
	都道府県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,841億円	3,841億円	3,822億円	3,805億円	2,984,707件
	99.9%	99.5%	99.6%	

※平成23年3月14日から平成26年3月31日の間に日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金と平成26年4月1日から令和3年3月31にかけて日本赤十字社に寄せられた義援金を合計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況(内閣府調べ、令和3年3月31日現在)

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	20,541件	20,332件	611億4,250万円	604億4,475万円
災害障害見舞金	107件	103件	1億7,750万円	1億7,125万円

※災害弔慰金:災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。
災害障害見舞金:災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況(内閣府調べ、令和3年3月31日現在)

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	204,541世帯	186,642世帯	1,655億円	1,520億円
加算支援金	155,115世帯	140,213世帯	2,094億円	1,893億円

※被災者生活再建支援金:災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。
東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。
また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の見直しと目標達成状況の確認

○毎年度の予算成立を機に、当該年度の成果目標や事業完了予定年度等を取りまとめ、公表。

■対象事業(19事業)

海岸対策、河川対策(直轄管理区間)、河川対策(県・市町村管理区間)、水道施設、下水道対策、道路(復旧(直轄区間)、復興)、道路(復旧(県・市町村管理区間))、鉄道、港湾、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港、漁場、災害公営住宅、民間住宅等用地の供給、津波復興拠点整備事業、学校施設等、地盤沈下・液状化対策、都市公園

■対象地域

被災8県※ ※青森県、岩手県、宮城県、福島県(福島12市町村を除く)、茨城県、千葉県、栃木県、埼玉県

■令和元年度成果目標に対する進捗確認の公表内容(令和2年8月7日公表)

・目標をわずかに下回った事業を含め、全体としては概ね目標を達成した。

※目標を達成又は概ね達成した事業(13事業)

河川対策(直轄管理区間)、水道施設、道路(復旧(直轄区間)、復興)、鉄道(令和元年度で事業完了)、港湾、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港、漁場、災害公営住宅、民間住宅等用地の供給、学校施設等、地盤沈下・液状化対策

※目標達成が令和2年度以降にずれ込む事業

目標をわずかに下回った事業(4事業) 河川対策(県・市町村管理区間)、下水道対策、道路(復旧(県・市町村管理区間))、都市公園
目標を下回った事業(2事業) 海岸対策、津波復興拠点整備事業

※なお、公共インフラ復旧は、当初26事業あったが、既に7事業が完了

- ・「空港」、「医療施設等」平成25年度完了
- ・「養殖施設」平成25年度完了(避難指示区域に指定されなかった地域)
- ・「定置網」平成27年度完了
- ・「造成宅地の滑動崩落防止」、「土砂災害対策」、「災害廃棄物の処理」平成28年度完了

・今後、個別地区の課題把握や市町村等への解決策提案等の取組を強化するなど進捗管理を徹底し、早期の完工を目指して全力を尽くす。

2-2-2 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組

- 住宅再建・復興まちづくりは被災地復興の最優先課題。政府一丸となって5度にわたる100近い加速化措置を実施。
- 加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」をとりまとめ。

H25.2.4 農地法の規制緩和

H25.3.7 「加速化措置第1弾」

- ① 「住まいの復興工程表」の策定
- ② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）
 - ・ 用地取得、埋文調査、発注者支援、施工確保対策

H25.4.9 「加速化措置第2弾」

- 用地取得手続きの簡素化や施工確保対策
 - ・ 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
 - ・ 土地収用手続きの効率化 ・ 財産管理制度の円滑な活用
 - ・ 造成工事等の早期化

H25.10.19 「加速化措置第3弾」

- ① 「用地取得加速化プログラム」の策定
 - ・ 財産管理制度、土地収用制度、用地実務支援の措置の拡充
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 災害公営住宅分野の施工確保、入札不調対策
- ③ 加速状況の見える化
 - ・ 「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化

H26.1.9 「加速化措置第4弾」

- ① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定
 - ・ 「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定、商業施設等復興整備事業による支援、専門家派遣
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表

H26.1.21 「住まいのこだわり設計事例集」

H26.2.1 「用地加速化支援隊」の創設

H26.5.27 「加速化措置第5弾」

- 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定
 - ・ 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
 - ・ 登記手続、住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
 - ・ 再建工事集中時の建設事業者の人材・資材確保支援
- 「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定

H26.5.30 がんばれ復興！まちづくりのトップランナー（復興まちづくり先導事例集）

H26.8.25 「工事加速化支援隊」の創設

H27.1.16 「隘路打開のための総合対策」

- これまでの加速化措置を充実・補完し総合化
 - ・ 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
 - ・ 災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
 - ・ 防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成

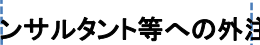
<更なる施工確保対策>

H27.2.2 災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応（※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ）

H30.3.1 公共工事設計労務単価の引き上げ（※ 被災3県全職種平均 +58.3%（対24比））

2-2-3 これまでの加速化措置等の成果

- 災害公営住宅や防災集団移転等の復興のステージは「計画策定」「用地取得」から「工事实施」に着実にステップアップ。
- さらに、被災自治体の個別課題に対しても、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」を創設し、きめ細やかに支援。

復興のステージ		主な加速化措置の効果	
計画策定			「住まいの復興工程表」を策定し、被災者の方に対し、住宅再建の見通しを提示
用地取得	「用地取得加速化プログラム」を策定		・ 用地取得率(被災3県)が上昇 48%(H25.9)⇒ 100%(H31.4) ・ 測量から用地取得 当初6年予定⇒3年以内で完了(釜石市鶴住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業) ・ 「用地加速化支援隊」により、市町村と一体となって課題を解決
	財産管理制度		・ 裁判所の審理期間の短縮 (※申立時に必要書類が揃っていることが前提) ・ 全体で半年以上と懸念 ⇒ 裁判所の審理は、3週間程度でも可能に
	土地収用 手続		・ モデル事業の活用による迅速化 ・ 申請書概成 約1～2年と懸念⇒ 約4か月(釜石)、約1か月(宮古)に短縮 ・ 事業認定手続 通常3か月⇒ 概ね50日に短縮
	用地取得 事務		補償コンサルタント等への外注(防集事業実施 27市町村のうち24市町村で実施 (H29.6))
	計画変更		・ 取得困難地での計画変更手続の簡素化 (防集事業実施 332地区のうち320地区(届出320地区)で区域変更 (H31.3)) ・ 東松島市矢本西地区 区域変更により 約2か月短縮
埋蔵文化財発掘調査			・ 調査手法の工夫、全国から専門職員派遣等により迅速化 ・ 山田町 田の浜地区(防集) 18か月⇒ 5か月
発注者 支援	被災自治体の発注者支援		
	URIによるCM方式の導入		・ 設計・施工契約手続の一括化、人員・資機材の早期調達 ・ 東松島市野蒜地区で、最大1年半の工期短縮(見込み)
施工体制の確保 (技術者・技能者の確保、 資材の円滑な確保)			・ 復興JVによる落札(累積236件 (H29.7)) ・ 主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化
			・ 労務単価の引上げ (被災3県 対H24年度比 58.3%増) ・ 民間、公共による生コンプラントの設置

2-2-4 住まいの復興給付金

復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。

2021年5月末時点の申請件数は28,348件、給付件数は27,315件。

建築・購入

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有していた者
- ②再取得住宅を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅又は宅建業者が販売した中古住宅。

(※) 建築:13㎡以上。 購入:50㎡以上(地上3階以上の共同住宅の場合:30㎡以上)

給付額

給付額＝

再取得住宅の床面積※

×

給付単価

税率8%時:
5,130円

税率10%時:
8,550円

×

再取得住宅の持分割合

(※) 給付する床面積の上限は、175㎡。175㎡以上の場合は、175㎡分を給付。

給付例(10%時)

- ①再取得住宅の床面積100㎡
⇒約86万円
- ②再取得住宅の床面積175㎡
⇒約150万円(上限)

補修

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。

給付額

- (※)
- ① 被災住宅の床面積にり災状況に応じた給付単価をかけた額
 - ② 実際に支払った補修工事費(税抜)における増税分の消費税に相当する額
- のどちらか少ない方を給付。

(※)給付額＝

被災住宅の床面積

×

給付単価

	8%時	10%時
全壊(流出)・原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

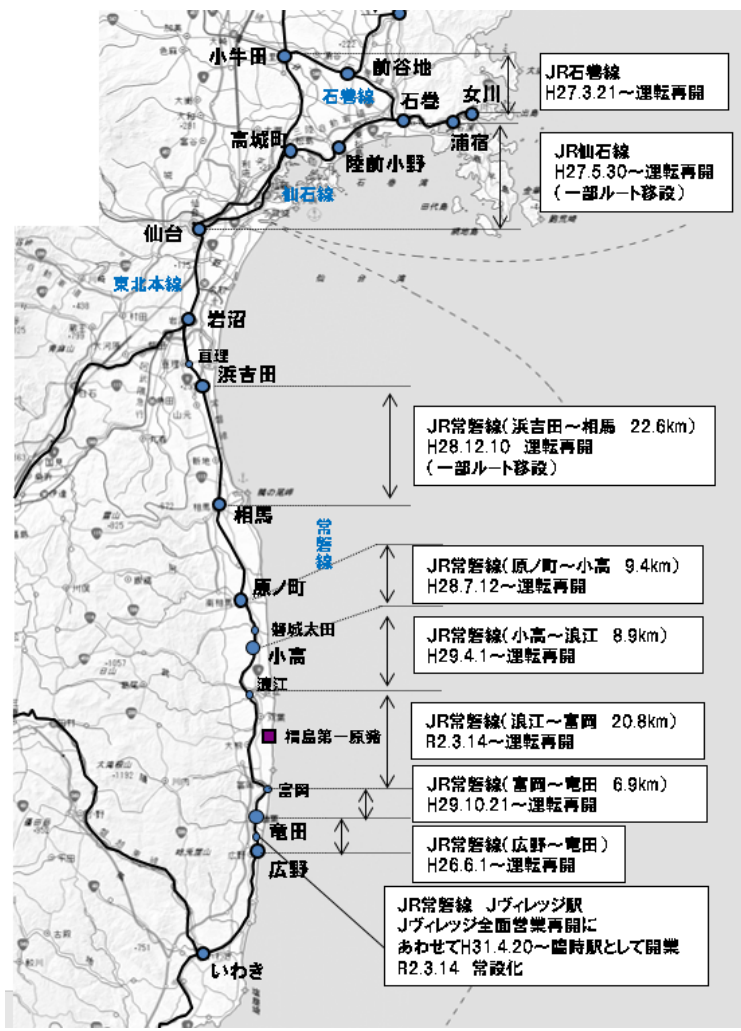
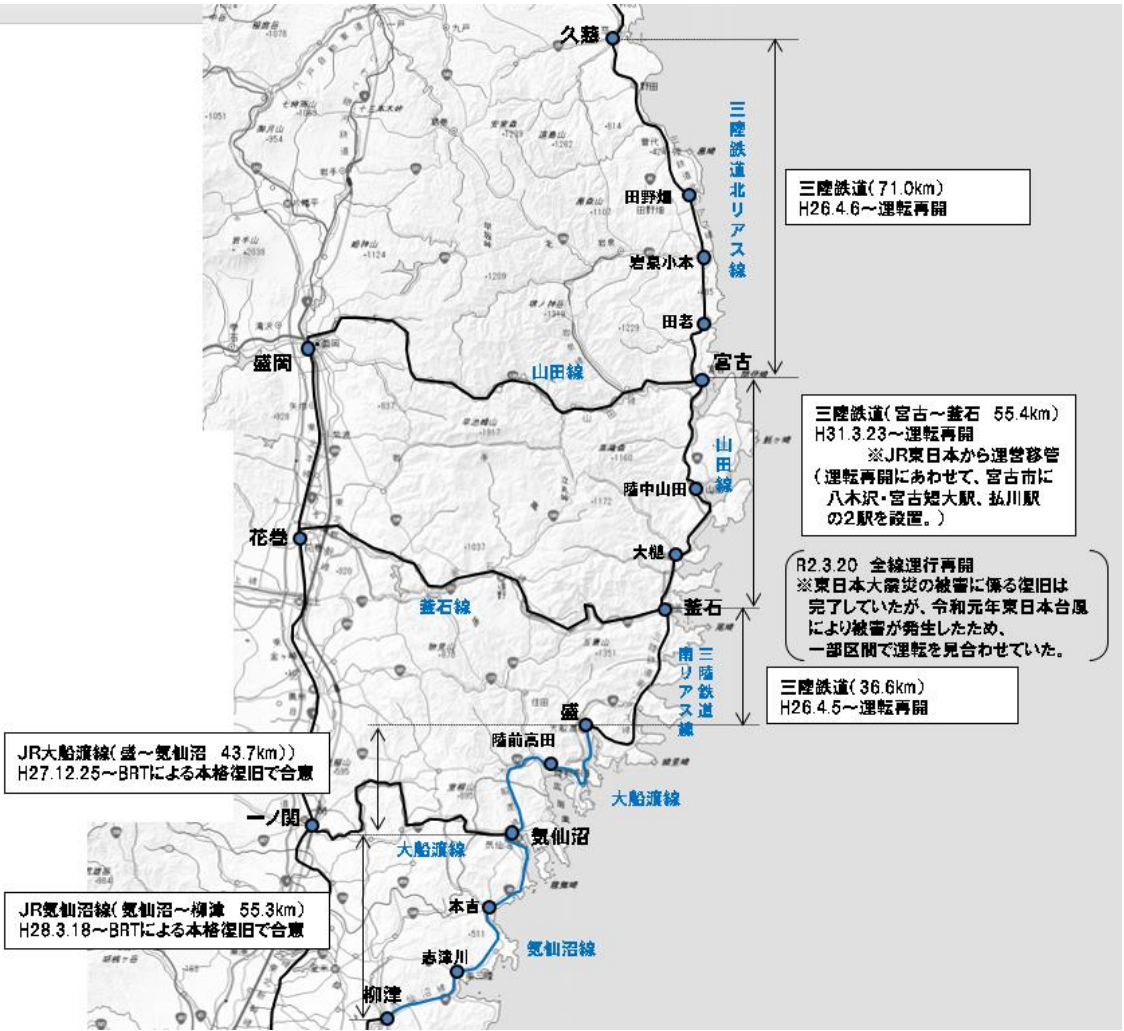
2-2-5 鉄道の復旧状況

岩手県、宮城県、福島県における被災総延長 2,350.9km

・運行再開区間 2,350.9km

※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む
※令和2年3月20日現在

— 運行中 — BRT運行中



2-2-6 復興道路・復興支援道路の開通見通し

宮古盛岡横断道路
R3 (2021) 年3月全線開通

東北横断自動車道 釜石秋田線
H31 (2019) 年3月全線開通

相馬福島道路
R3 (2021) 年4月全線開通



三陸沿岸道路
国道45号 三陸沿岸道路(普代〜久慈)
R3夏頃 野田IC〜久慈IC (12.0km)
国道45号 三陸沿岸道路(普代〜久慈)
R3年内 普代村第十六地割〜野田IC (13.0km)
国道45号 三陸沿岸道路(田野畑南〜尾肝要)
R3夏頃 田野畑村大芦〜田野畑村田野畑 (6.0km)

みやぎ県北高速幹線道路
第三期(佐沼工区)
R3(2021) 佐沼北交差点〜佐沼IC (4km)

凡 例	
	R3年夏頃開通予定
	R3年度開通予定
	開 通
	事業中
	現道活用区間
	未事業化

※IC名称は、仮称を含む。

令和3年4月24日現在

2-2-6 国営追悼・祈念施設

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県において地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国営追悼・祈念施設として中核的施設となる丘や広場等を整備。

これまでの経緯

- 2011.7.29 東日本大震災からの復興の基本方針(政府方針)
「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。」と位置付け
- 2014.3.10 第10回復興推進会議において、国営の施設整備に向けた検討として、被災3県に各1か所設ける構想であり、岩手・宮城については2015年度事業化予定、2020年度末を目途に整備する旨を報告
- 【岩手県・宮城県】
2013年度～ 岩手県陸前高田市、宮城県石巻市を対象に基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計等を実施
岩手県・宮城県において、整備完了(2021.3)
- 【福島県】
2016年度～ 双葉町・浪江町にまたがる地域を対象に基本構想・基本計画を策定、基本設計を実施
一部利用を開始(2021.1.4)

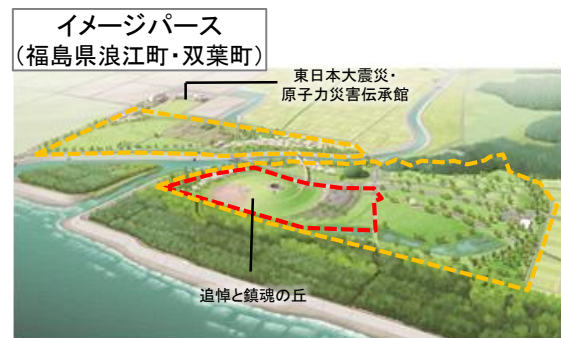
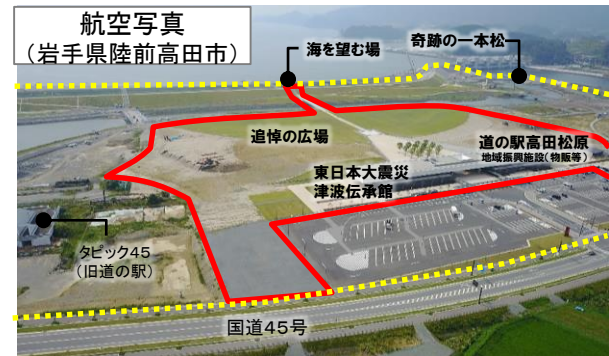
閣議決定

岩手・宮城(2014.10.31) 福島(2017.9.1)

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設(仮称)を設置する。

今後の予定

【福島県】 2025年度内での完成を目指し整備



2-3-1 産業の復旧に向けた取組①（グループ補助金）

地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援（グループ補助金3／4補助）。
～グループの要件～

①経済・社会的な基幹となり、地域の復興等に不可欠な企業群、②事業・雇用規模が大きく、経済・雇用への貢献度が高い企業群、③我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群、④地域コミュニティに不可欠な商店街 等

グループ補助金の実績（令和2年12月25日現在）

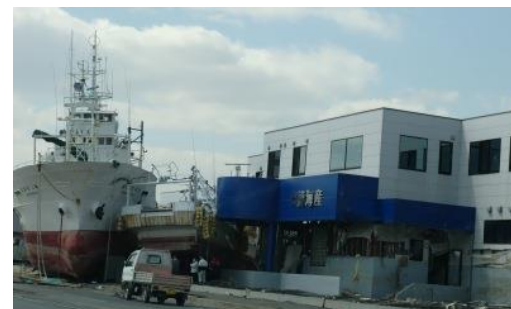
これまで736グループに対し、国費3,557億円（県費とあわせて5,336億円）を支援。

	グループ	補助金 交付決定件数	補助総額 （国県）	うち国費
北海道	6グループ	36件	10億円	6億円
青森県	10グループ	208件	86億円	57億円
岩手県	135グループ	1,570件	918億円	612億円
宮城県	255グループ	4,481件	2,818億円	1,878億円
福島県	263グループ	3,972件	1,276億円	851億円
茨城県	58グループ	1,432件	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14件	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154件	28億円	19億円
計	736グループ	11,867件	5,336億円	3,557億円

復旧事例

高德海産（石巻市）

H23年11月下旬、工場再開。



県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23補正1503億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円、H27・400億円、H28・290億円、H29・210億円、H30・150億円、R1・76億円、R2・140億円、R3・64億円

2-3-1 産業の復旧に向けた取組②（仮設店舗・工場等の利用状況）

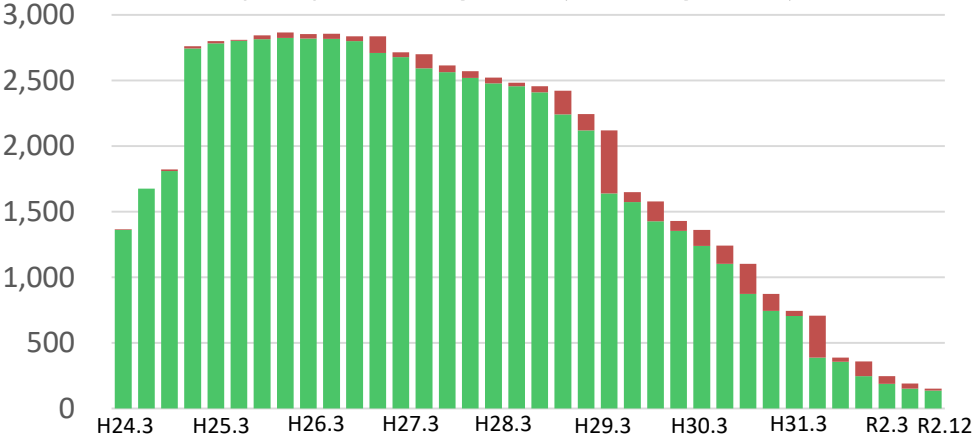
- 各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等を648件に整備。
- 徐々に入居事業者の本施設設への移行が進んでおり、令和2年12月末時点で3,052事業者が退去し、入居者は135事業者となっている。
- 復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化。そのため、26年度より、中小機構において、①長期利用、②移設、③撤去に係る助成を実施。

仮設施設の整備状況

	整備件数	残存件数	入居事業者数
青森県	27	0	0
岩手県	362	8	25
宮城県	149	5	9
福島県	108	37.5	101
茨城県	1	0	0
長野県	1	0	0
合計	648	50.5	135

（令和2年12月末時点：中小企業基盤整備機構調べ）

仮設施設の入居事業者数・退去事業者数



（令和2年12月末時点）（中小企業基盤整備機構調べ）

陸前高田未来商店街
（陸前高田市）
津波により壊滅的被害を受けた商店を中心に、H25年2月にオープン。



いわき四倉中核工業団地
（いわき市）
72社分の仮設工場等が事業再開。H23年11月以降、順次完成。



ここなら商店街（檜葉町）
避難解除準備区域に指定されていた中、作業員、帰還住民のために、H26年7月にオープン。



東町エンガワ商店（南相馬市）
避難解除準備区域に指定されていた中、住民の帰還促進支援のための仮設商業施設。（H27年9月オープン）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組③（商店街の再生）

○仮施設の本施設への移行を支援するため、

- ①津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）を活用した共同店舗型商業施設の整備や、
- ②グループ補助金を活用した被災事業者の自立再建への支援を実施している。

共同店舗型商業施設の整備による支援

津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）及び自立帰還支援補助金（商業施設等立地支援事業）を活用し、商業機能の回復を促進するため、共同店舗型商業施設の整備を支援。

○ 民設民営型商業施設

まちなか再生計画に位置づけられた、まちづくり会社等が運営する商業施設の整備に対する補助を実施。

【まちなか再生計画の認定実績】（認定日）

- ① 宮城県 女川町(H26.12.19)【開業済】
- ② 岩手県 山田町(H27.3.24)【開業済】
- ③ 宮城県 石巻市(H27.7.10)【開業済】
- ④ 宮城県 南三陸町(H27.10.2)【開業済】
- ⑤ 岩手県 陸前高田市(H28.1.15)【開業済】
- ⑥ 岩手県 大船渡市(H28.2.9)【開業済】
- ⑦ 福島県 いわき市(H28.2.9)【開業済】
- ⑧ 宮城県 名取市(H30.1.30)【開業済】
- ⑨ 岩手県 釜石市(H30.6.29)【開業済】
- ⑩ 宮城県 気仙沼市(H30.10.12)

○ 公設民営型商業施設

福島12市町村を対象に、自治体が整備する商業施設に対する補助を実施。

【採択案件】（採択日）

- ① 福島県 川内村(H26.3.25)【開業済】
- ② 福島県 広野町(H27.2.4)【開業済】
- ③ 福島県 南相馬市(H27.2.4)【開業済】
- ④ 福島県 富岡町(H28.2.16)【開業済】
- ⑤ 福島県 川俣町(H28.2.16)【開業済】
- ⑥ 福島県 飯舘村(H28.3.16)【開業済】
- ⑦ 福島県 浪江町(H28.3.16)【調査事業】
- ⑧ 福島県 楡葉町(H29.3.10)【開業済】
- ⑨ 福島県 浪江町(H29.6.20)【開業済】
- ⑩ 福島県 南相馬市(H29.6.20)【開業済】
- ⑪ 福島県 双葉町(H29.10.20)【調査事業】
- ⑫ 福島県 大熊町(H30.9.12)【一部開業】
- ⑬ 福島県 双葉町(H30.12.4)【開業済】



キャッセン大船渡
（岩手県大船渡市）
（H29.4.29オープン）



さくらモールとみおか
（福島県富岡町）
（H29.3.30オープン）

本設店舗の自立再建支援

グループ補助金を活用し、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、被災事業者の被災施設等の復旧・整備を補助。

【支援実績（商店街向け）】

（令和2年12月時点）

	グループ数	事業者数	市町村数
岩手県	17グループ	460事業者	6市町村
宮城県	9グループ	173事業者	7市町村
福島県	13グループ	473事業者	8市町村
千葉県	1グループ	11事業者	1市町村
合 計	40グループ	1,117事業者	22市町村

【個別店舗支援例】

➤ 震災前に事業で使っていた自己所有の建物や設備を復旧するための費用を補助する。

【共同店舗支援例】

➤ 複数の被災事業者が入居する共同店舗を整備するための費用を補助する。

新生やまだ商店街（山田町）



タウンポート大町（釜石市）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組④（企業立地）

被災地の企業立地を促進し産業の復興を加速するため、福島県向け、その周辺地域向け、津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を創設。

ふくしま産業復興 企業立地支援事業

平成23年度3次補正予算：
1,700億円
平成24年度予備費：
402億円

- ・対象地域：福島県
- ・交付決定件数：509件

※R2年度で公募終了

（令和3年3月末時点）

原子力災害周辺地 域産業復興 企業立地補助金

平成24年度予算：140億円

- ・対象地域：
宮城県、栃木県、茨城県

- ・交付決定件数：75件

※H26年度で公募終了

（令和3年3月末時点）

津波・原子力災害 被災地域雇用創出 企業立地補助金

平成25年度予算：
1,100億円

平成25年度補正予算：
330億円

平成26年度予算：300億円

平成27年度予算：360億円

- ・対象地域：
津波浸水地域（青森県、岩手県、
宮城県、茨城県）及び福島県全
域（避難指示区域等を除く）
- ・交付決定件数：486件

（令和3年3月末時点）

自立・帰還支援 雇用創出 企業立地補助金

平成28年度予算：320億円

平成29年度予算：185億円

平成30年度予算：80億円

令和元年度予算：88億円

令和3年度予算：215億円

- ・対象地域：
福島県12市町村の避難指示区
域等

- ・交付決定件数：83件

（令和3年3月末時点）

ふくしま産業復興企業立地支援事業の活用事例



日本オートマチックマシン株式 会社（南相馬市・いわき市）

・平成25年7月に福島復興プロ
ジェクトチームを発足させ、生
産設備の増強・強化を実施。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用事例



有限会社菊地電子工業 （宮古市）

・平成27年10月に宮古市
にコネクタ生産工場を建
設。

2-3-2 産業の復興に向けた取組①（水産業）

- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。
- 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携等を促進するとともに、省エネ・省コスト設備の導入等による安定的な水産物生産体制の構築を目指す。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船及び漁具・漁労設備を導入する場合に、国は、事業費の1/3を補助。

※平成28年度以降は原発事故の影響が残る福島県のみを対象

＜共同利用漁船等復旧支援対策事業＞

（平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円、平成25年度当初予算29億円、平成26年度当初予算17億円、平成27年度当初予算11億円、平成28年度当初予算4億円、平成29年度当初予算2億円、平成30年度当初予算4億円、令和元年度当初予算1億円、令和2年度当初予算3億円、令和3年度当初予算1億円）

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	22隻	
○青森県	82隻	9ヶ統
○岩手県	6, 485隻	229ヶ統
○宮城県	3, 486隻	178ヶ統
○福島県	247隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	6隻	
○三重県		6ヶ統

※令和3年3月末時点復旧数

※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※(岩手県宮古市)

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2/3、又は半額を補助。

＜水産業共同利用施設復旧整備事業＞

（平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円、平成25年度当初予算82億円、平成25年度補正予算21億円、平成26年度当初予算78億円、平成27年度当初予算42億円、平成28年度当初予算36億円、平成29年度当初予算12億円、平成30年度当初予算12億円、令和元年度当初予算10億円、令和2年度当初予算11億円）

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3件	5億円
○岩手県	341件	364億円
○宮城県	330件	405億円
○福島県	44件	27億円
○茨城県	2件	6億円
○千葉県	3件	0.3億円

※令和3年5月末時点
※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、漁業については、必要な経費のうち操業費用について1/2等を国が支援、養殖業については、水揚げ金額では賄えない部分の9/10を国が支援。

＜漁業・養殖業復興支援事業＞

（平成23年度補正予算818億円、平成24年度当初予算106億円）

漁業・養殖業復興支援事業の実績

	漁船漁業	養殖業
○北海道	9 経営体	
○青森県	3 経営体	
○岩手県	13 経営体	493 経営体
○宮城県	90 経営体	469 経営体
○福島県	34 経営体	
○茨城県	11 経営体	
○千葉県	3 経営体	
○富山県	1 経営体	
○三重県		19 経営体

※令和3年6月11日時点

活用事例



さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)

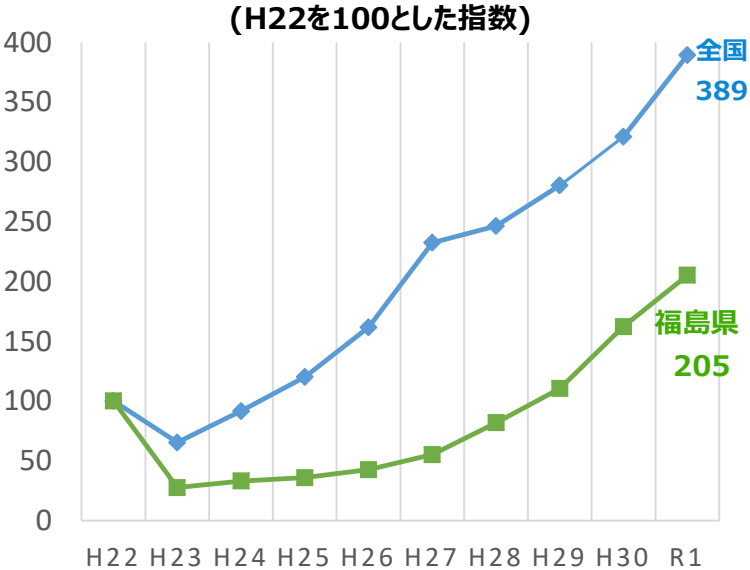
平成23年12月、漁業復興計画認定。

平成24年10月から事業開始。

2-3-2 産業の復興に向けた取組②（観光業）

- 令和2年（2020年）に外国人延べ宿泊者数を150万人泊とする目標を掲げ、平成28年（2016年）よりインバウンドを東北に呼び込むための支援を強力に進めてきた。
- その結果、令和元年（2019年）に外国人延べ宿泊者数は168万人泊となり、目標を達成。
（注）令和2年の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる。
- 福島では教育旅行や外国人延べ宿泊者数の回復に課題が残ることから、福島における観光復興を最大限に促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外からの福島への誘客を推進（福島県観光関連復興支援事業（観光庁））。

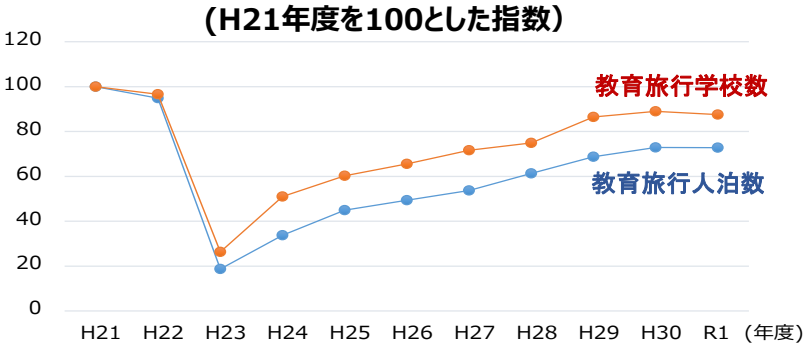
外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移（全国・福島県）



※出典：観光庁宿泊旅行統計
※従業員10人以上の宿泊施設を対象

福島県教育旅行の延べ宿泊者数の推移

年度	H21	R1	R1/H21
人泊数	709,932	516,525	▲27.2%
校数	7,920	6,941	▲12.4%
全国の児童・生徒・学生数(千人)	17,975	16,838	▲6.3%



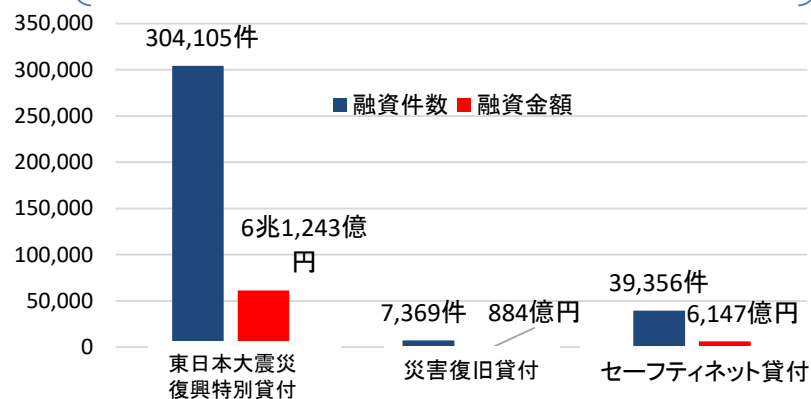
※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数
※出典：令和元年度福島県教育旅行入込調査報告書、文部科学統計要覧

2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策①

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付304,105件、東日本大震災復興緊急保証148,570件(H23年5月23日～R3年3月末日)。農林漁業者向けの融資については10,363件貸付決定、保証については5,225件(H23年5月2日～R3年3月末日)。

中小・小規模事業者向け融資

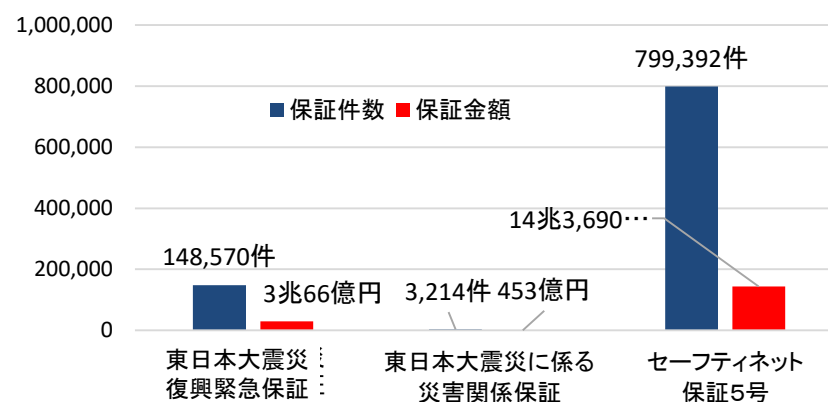
東日本大震災復興特別貸付 H23年5月23日～R3年3月末日
災害復旧貸付 H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付 H23年3月14日～H23年5月22日



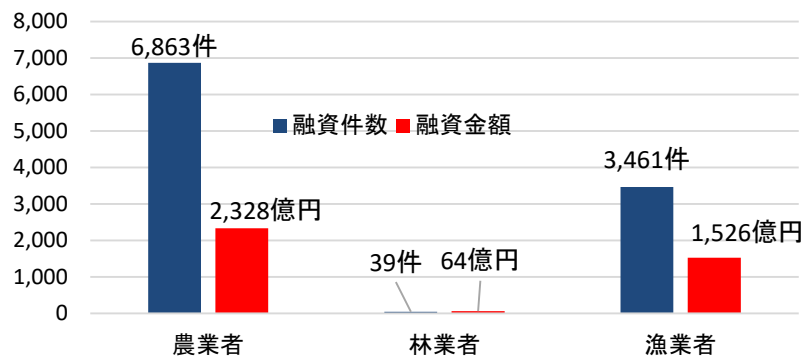
出典: 中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>)

中小・小規模事業者向け保証

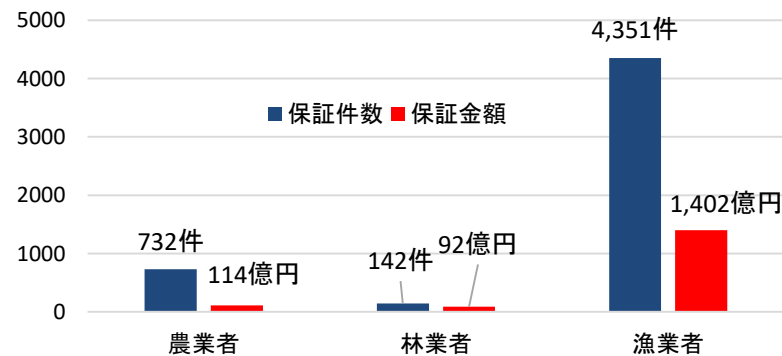
東日本大震災復興緊急保証 H23年5月23日～R3年3月末日
災害関係保証 H23年3月14日～R3年3月末日
セーフティネット保証5号 H23年3月14日～R3年3月末日



農林漁業者向け融資(貸付決定済)(H23年5月2日～R3年3月末日)



農林漁業者向け保証(H23年5月2日～R3年3月末日)



2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策② (中小企業者等の二重ローン問題への対応)

○ 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者 (震災被害により過大な債務を負っている事業者)

東日本大震災事業者再生支援機構
(震災支援機構)

○支援対象

産業復興機構による支援の
対象とすることが困難なもの

・小規模事業者、農林水産事業者、
医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金:300億円

債権買取資金:5,000億円(政府保証枠)

対象地域:岩手、宮城、福島各全県その他、北海道、
青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野
群馬、東京、静岡の各都道府県の一部市町村
(14都道府県、351市町村)

産業復興相談センター
産業復興機構

○支援対象

中小企業者等

・被災各県に設置され、各県の
実情に応じた対応を実施

(出資金※)

岩手産業復興機構 (23年11月11日設立):100億円
宮城産業復興機構 (23年12月27日設立):100億円
福島産業復興機構 (23年12月28日設立):100億円
茨城産業復興機構 (23年11月30日設立): 50億円
千葉産業復興機構 (24年 3月28日設立): 20億円

※出資約束金額総額ベース

連携/案件の引継ぎ

【両機構の実績】

○震災支援機構(3月末現在)

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合計
相談件数	531	1,282	485	295	346	2,939
最終調整中	0	0	0	2	0	2
支援決定数	167	346	89	60	85	747

○産業復興相談センター・機構(3月末現在)

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合計
相談件数	1,463	1,695	1,881	458	1,397	6,894
震災支援機構への引継	55	100	30	5	6	196
金融機関等による 金融支援の合意取付	326	361	282	59	409	1,437
うち買取決定数	110	144	49	20	16	339

2-3-4 雇用に関する取組

- 被災地の雇用情勢は、有効求人倍率が3県ともに1倍を上回っているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、求人が減少している一方で、求職者が増加傾向にある。雇用者数は震災前の水準まで回復しているが、沿岸部では、人口減少等により、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域や産業もある。
- ミスマッチ(職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況)の解消、産業政策と一体となった雇用面の支援により、被災3県(岩手・宮城は沿岸部)の被災者の就職支援を推進。

・ 雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援やハロートレーニング(公的職業訓練)を実施。

《ハローワークの就職支援》

産業政策や復旧・復興需要等で生じる求人をハローワークで確保するとともに、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。
また、人材の確保については、工場見学会を実施するなどして、求人の充足につなげている。

【実績】平成23年4月～令和3年4月 約117.1万人が就職

《ハロートレーニングの実施》

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。

【実績】令和元年度開講コースのハロートレーニング受講者数 6,455人
特別訓練コースの受講者数 42人

・ 中小企業等が被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面からの支援を実施。

(従来の雇入費助成に加え、平成29年度から新たに住宅支援費助成を創設)

・ 事業復興型雇用確保事業(旧 事業復興型雇用創出事業)により、

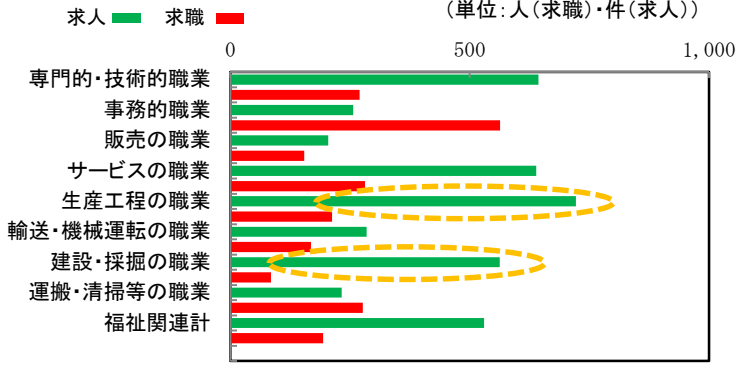
【実績】平成23～令和元年度 約28.7万人の雇用創出

○課題＝ミスマッチ等

震災前と比較して求人数は増えているが、建設の職業等でミスマッチ。

【例：石巻所】

(単位：人(求職)・件(求人))



特別訓練コースの実施

【令和3年4月時点】

有効求人倍率：岩手1.16倍、宮城1.27倍、福島1.24倍
有効求人数：約10.7万件
有効求職者数：約8.7万人(※23年3月約12.5万人)
新規求人数：約3.9万件
新規求職者数：約2.1万人

2-3-5 企業連携の推進①

被災地の産業復興を後押しするため、民間企業及び被災地方公共団体などが連携して展開する事業等を次の取組により支援している。

【新ハンズオン支援事業】

- ・被災地域における新産業の創出につながる新たな事業について、グループ・個社への支援を実施。

【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業等と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やフェイスブックなどによる情報提供を実施。
- ・被災地にて企業単体または企業間で連携して展開する事業に関する相談を随時受付。

グループ支援／個社支援

【グループ支援】



水産加工業者の
販路拡大を支援
(宮城県石巻市)

【個社支援】



HACCP認証取得を支援
(岩手県大船渡市)



飲食店の情報
発信強化を支援
(福島県相馬市)



商業施設のテナント販売力強化
を支援 (福島県いわき市)

【グループ支援】

被災地域における新産業の創出につながる新たな事業(新商品開発、販路拡大、既存商品の付加価値化・生産効率化等)を対象に、その事業化に向け、民間企業出身の復興庁職員が民間の知見を活用しつつ、被災地企業に寄り添いながら経営課題を解決していくハンズオン支援を実施。

平成24年度: 7件 平成25年度: 7件 平成26年度: 10件

平成27年度: 15件 平成28年度: 12件(24社) 平成29年度: 12件(42社)

平成30年度: 9件(47社) 令和元年度: 6件(35社) 令和2年度: 4件(18社)

【個社実績】

平成27年度より、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家が、単なる助言にとどまらず、実行に向けた被災地事業者の取組を支援する事業を実施している。

平成27年度: 21件 平成28年度: 45件 平成29年度: 53件

平成30年度: 52件 令和元年度: 42件 令和2年度: 37件

2-3-5 企業連携の推進②

地域復興マッチング「結の場」



被災地域の企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、支援提案企業が自らの経営資源(技術・情報・販路等)を幅広く提供しながら、被災地域企業と支援提案企業が対話を行い、新たな連携事業創出の一助とすることを目的としたワークショップを開催。

【ワークショップ開催(参加した被災地企業の所在地)】

- 平成24年度: 石巻市、気仙沼市
- 平成25年度: 南三陸町、亶理町・山元町、宮古市、福島市
- 平成26年度: 南相馬市、多賀城市、大船渡市、気仙沼市
- 平成27年度: 会津若松市、久慈市、女川町、広野町、楢葉町・富岡町・川内村
- 平成28年度: 釜石市、山田町、相馬市、東松島市
- 平成29年度: 名取市、陸前高田市、岩沼市、田村市・三春町・小野町
- 平成30年度: 大槌町、塩竈市、大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村
- 令和元年度: 久慈市・宮古市・大船渡市・陸前高田市・大槌町・山田町、石巻市・東松島市・女川町、いわき市・浪江町・楢葉町
- 令和2年度: 釜石市・大船渡市・宮古市・大槌町・陸前高田市・久慈市・石巻市・大崎市・塩竈市・女川町・七ヶ浜町・多賀城市・気仙沼市・福島市・会津若松市・飯館村・相馬市・新地町・川俣町

復興に関する情報発信

- 産業復興の事例集の作成。
- 平成24年～ 令和2年度にかけて毎年発行



「私たちが創る」
平成28年2月
「東北発 私たちの挑戦」
平成29年2月
「続く挑戦 つなぐ未来へ」
平成30年2月
「想いを受け継ぐ 次代の萌芽」
平成31年2月
「持続可能な未来のために」
令和2年2月
「復興のその先へ」
令和3年2月

- 平成28年11月、フェイスブックの復興庁公式アカウントを開設。
現場での復興の進捗や各種支援施策情報をはじめとした様々な取組みを、タイムリーに情報発信。

復興庁フェイスブック公式アカウント

URL: <https://www.facebook.com/Fukkocho.JAPAN/>



2-4-1 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

- 復興の加速化に向けて、復旧・復興の進捗状況を、被災者のニーズにあわせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしました。
- 地区ごとに定点で観測した写真を掲載し、進捗状況および着工から完成までが時系列で写真により確認することができます。

(1) 見える化のワンストップ（復興庁HP）

- ・復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見られるポータルページを提供。

(2) 「つちおと情報館」の提供

- ・住宅・公共インフラに係る事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報等の詳細情報を、お住まいの地域毎にまとめ、視覚的に分かり易く掲載、随時更新。

[定点観測写真]

地区の詳細情報と過去の定点観測写真が一覧で表示されます。



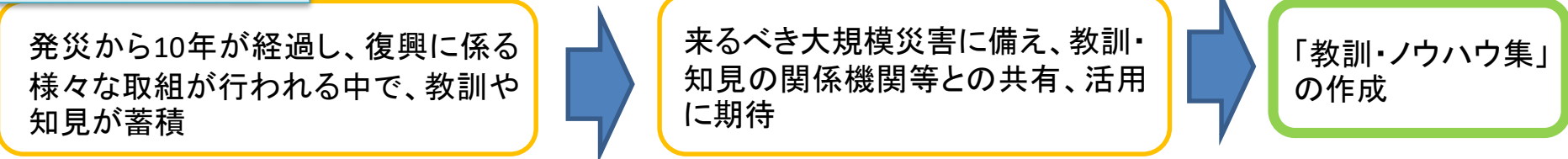
※画面はイメージです。

例) 宮城県七ヶ浜町花淵浜地区 災害公営住宅



「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」の作成・公表

作成の趣旨



(参考)「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成31年3月閣議決定)

「減災」の考え方等を含めた多様な教訓や震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝えとともに、効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を今後の防災・減災対策や復興に活用するため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」との連携、国及び地方公共団体等による震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、復興手法を始めとして復興全般にわたる取組の集約・総括を進める。

特徴

- 東日本大震災からの復旧・復興に係る官民の膨大な取組事例※を収集・調査。成功事例だけでなく残された課題も記述。
- 復旧・復興に係る研究者の専門的知見も踏まえ、事例から教訓・ノウハウを抽出。
- 地方公共団体の職員等の理解に資するよう、簡潔かつ実践的に記述。

※原子力災害に係る事例については、地震・津波災害と課題が共通するものを除き収集対象としていない。

構成

- マトリックス表 : 「被災者支援」「住まいとまちの復興」「産業・生業の再生」「協働と継承」の4つの分野ごとに、課題の発生時期(応急、復旧、復興前期、復興後期)及び各課題の相関関係を表形式で整理。
- 本文 : 「課題」ごとに、東日本大震災からの復興における「状況」と「取組」、そこから導かれる「教訓・ノウハウ」を記述。
- 事例個別票 : 本文に紹介された「取組」について個別・詳細に紹介。

「教訓・ノウハウ集」の活用・新体制

教訓・ノウハウ集を活用した経験知の共有

1 地方公共団体への普及展開

- 岩手県・宮城県・福島県及び各市町村と教訓・ノウハウ集を共有。
- 教訓・ノウハウ集をその他の各都道府県と共有。

2 意見聴取及びフィードバック

- 掲載された教訓・ノウハウについて、地方公共団体から、現場の経験を踏まえた意見や特に参考としたい事項等について意見を聴取。
- 聴取した意見等を整理し、地方公共団体等にフィードバック。

3 関係省庁との連携

- 教訓・ノウハウ集を関係省庁で共有し、意見交換等を行い、復興に係る知見の継続的な収集・整理を行い、更なる普及展開を検討・実施。

復興知見の普及展開に向けた新体制

○「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）（抜粋）

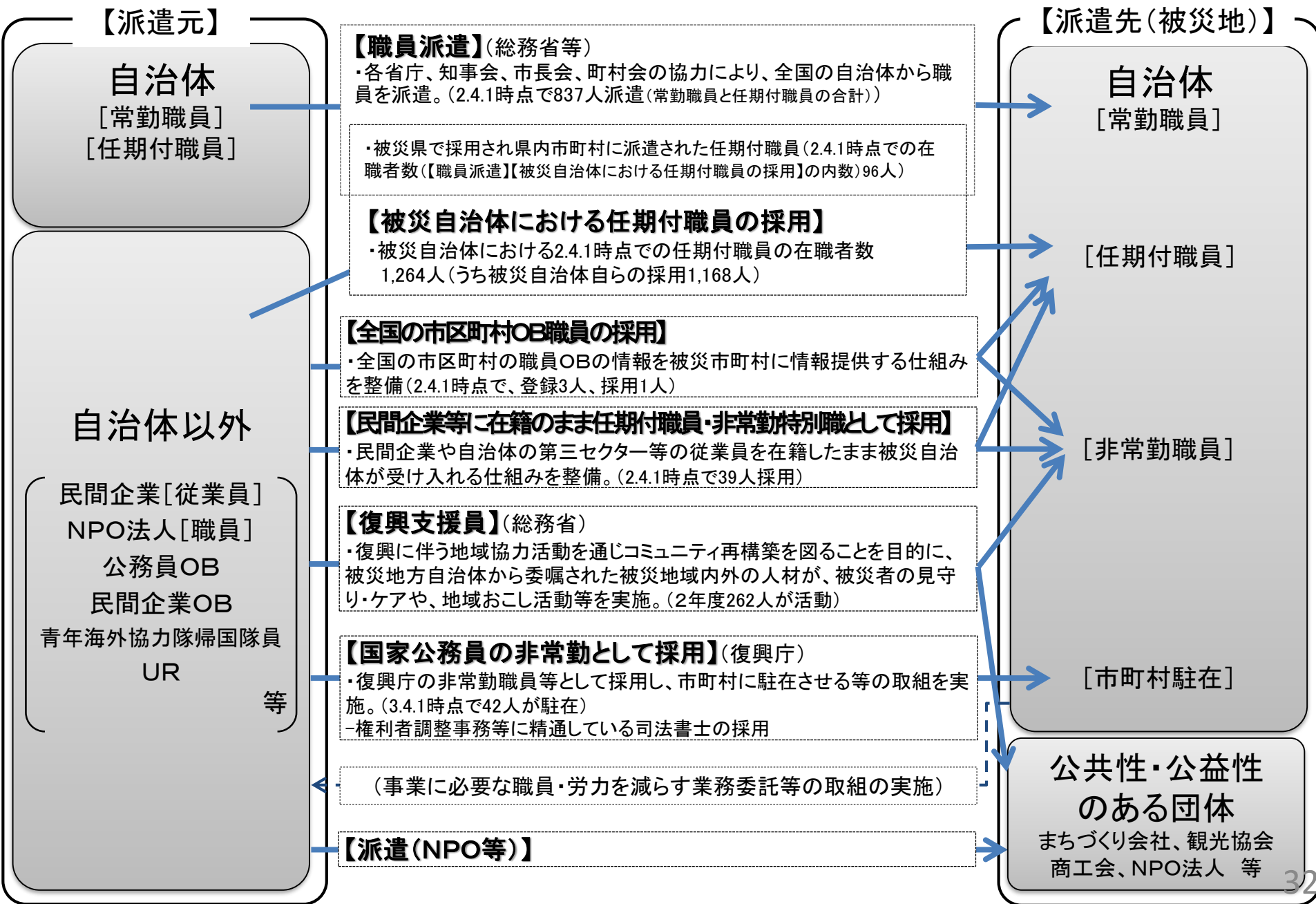
近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、復興庁にこれまで蓄積した復興に係る知見を活用するための担当組織を設け、これを防災担当部局と併任させる等により、関係行政機関と知見を共有し、活用を推進する。



令和3年度復興庁の機構

- 復興に係る知見の活用を推進する観点から新たに審議官を設置
※ 内閣府防災担当と併任
- 復興庁に蓄積した知見の活用を推進する担当班（復興知見班）を新設

2-5-1 被災地での人材確保対策



2-5-2 ボランティア・公益的民間連携

- 被災地の復興の進展に伴い、進捗状況や地域・個人のニーズが多様化しているなかで、「第2期復興・創生期間」においても引き続き、ハード面だけでなく、ソフト面を中心とした、よりきめ細かな取組が求められることから、NPOやボランティア団体等の活動に対するニーズや果たすべき役割は依然として大きい。
- このため、NPO、ボランティア団体及び企業等多様な主体が活動を効果的に進めるために必要な体制の構築、ボランティアの啓発・普及等を行っている。

○主な取組内容

多様な担い手の連携促進

- 多様な担い手の活動促進のため、被災者支援コーディネート事業において、協働事例の検証をはじめ、行政・NPO・企業等の多様な主体が連携・協働して、各地域の課題に対応していくための体制づくりや、被災地が抱える課題・ニーズを把握・整理し、被災地内外のNPO等支援団体や企業CSR等とのマッチングなどを実施。
- 福島県浜通り等地域において、行政とNPO等多様な主体の連携・協働を促すためのきっかけづくり、つながりづくりを目的とした連続交流会を平成30年1月から開催。

NPO等への情報提供

- NPO等の活動を支援するため、平成24年以降毎年、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、公表。
- 県外自主避難者支援体制強化事業において、全国自治体が実施する定住・移住支援等の情報や、全国で避難者支援を行っているNPO等支援団体の活動・連携事例を収集・分析し、NPO等支援団体及び避難者に対して、一般公開サイト等により情報提供。



ボランティア活動の促進

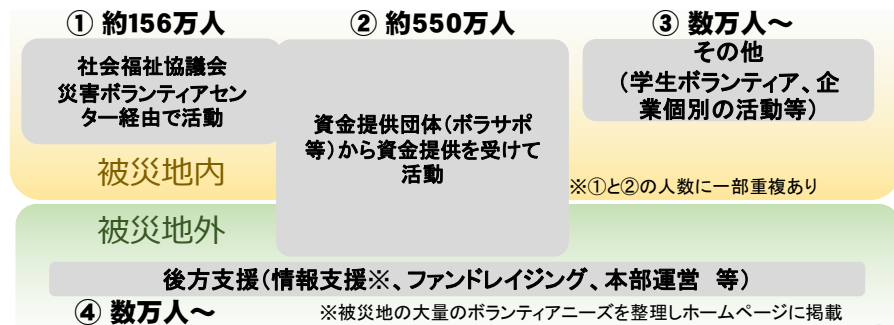
- これまでボランティア活動に携わってきた方々に被災地で引き続き活躍していただくとともに、新たにボランティアへの参加を検討している方々を後押しするため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信。(平成24年度～平成30年度)

- 東日本大震災から10年 ボランティア、被災地との「絆」発信事業にて、ボランティア参加者や被災者の声をビデオレターで募集し当庁HPで公開。



平成30年度
「学生ボランティア促進キャンペーン」ポスター

○東日本大震災の復旧・復興におけるボランティア数



※被災地内外ともに、数値は発災時からの延べ数。推計を含む

2-5-3 復興と男女共同参画

- 復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することでよりよい復興につなげる。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第5次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針と第5次男女共同参画基本計画

- 基本方針では、「被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生等において、NPO等の多様な担い手の参画や女性活躍が重要であることから、復興過程における官民連携や男女共同参画を引き続き、推進する」と記載。
- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においては、第4次計画に引き続き「復興」に関する項目が設置（第8分野「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」）。
- 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大、防災の現場における女性の参画拡大等、計画に基づいて実施。

事例集の作成・公表

- 主に女性が中心となっていて行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。
- 平成24年11月以降、116事例（令和3年4月現在）をとりまとめ、ホームページで公表。

男女共同参画の視点からの復興
～参考事例集～（全体統合版（第1版～第23版））



復興活動への男女共同参画の視点の浸透

- 復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性を浸透させるための活動。
- パネルディスカッション、シンポジウム、ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。



これまでに開催したパネルディスカッション等の模様

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて①（概要）

- 「新しい東北」の創造に向け、企業・NPOなど民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、「人々の活動」（産業・生業の再生、コミュニティの形成）の復興に取り組んでいる。

「新しい東北」とは

- 震災以前から抱えていた人口減少などの課題について、復興支援をきっかけに被災地に関わった方々と被災自治体、住民などが、互いの強みや経験を活かして課題解決を目指す動きが生まれている。
- 復興庁では、こうした動きを促進することで、被災地で芽生えた取組が持続的で広がりのあるものとして根付き、魅力的で、にぎわいのある地域（「新しい東北」）となることを目指している。

主な活動

- 協議会を設置し、自治体・企業・NPOなど、官民の多様な主体による情報交換、交流の場として活用。ホームページを用いて会員の取組について情報発信。
- さらに、協議会の下に3つの分科会を設置し、各種の課題について、個別支援や知見の共有を行っている。

「新しい東北」官民連携推進協議会（H25.12設立）：企業・NPO・大学・行政等の1,312団体（R3.4時点）

【代表】経団連会長、経済同友会代表幹事、日商会頭 【副代表】岩手県・宮城県・福島県、3県の連携復興センター・大学、金融機関等 【事務局】復興庁

● 「新しい東北」交流会

- 協議会会員間・支援事業関係者間の交流や情報共有・連携促進を目的に開催
- 令和2年度交流会は約300名が参加
- 「新しい東北」復興・創生顕彰 顕彰式の実施
- 地域づくりに関するパネルディスカッションや企業連携に関するワークショップ、金融機関の交流会等を実施

令和2年度交流会
（R3.2 仙台・東京会場を
設置。ハイブリッド開催）



● 「新しい東北」顕彰事業

- 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいる方を表彰（平成28年度から実施）
- 令和2年度は11件を顕彰



令和2年度受賞団体 特定営利法人
まんまるママいわて（岩手県花巻市）
（県内8市町村で助産師が常駐する子育てサロンを開催等）

● Fw:東北 Fan Meeting

- 被災地の様々な課題をテーマ(例:東北の農業、地域の魅力発信)に東北で活動している方が課題を説明し、参加者を交えワークショップを開催
- 独自のFacebookを活用し、情報発信



令和3年度は、オンラインツールを利用して
10回程度開催予定

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて②（協議会の具体的な取組例）

- 被災地における復興・地域課題解決に向けた様々な活動等をテーマに、地域の課題を広く共有し、課題解決のための知見を集めるとともに、被災地に継続的に関わる人的ネットワークを構築することなどを目的として、オンラインツールも活用して全国で、「Fw:東北 Fan Meeting」と題したイベントを多数展開している。
 - 「Fw:東北 Fan Meeting」においては、参加者を交えたアイデアソン等の双方向型の企画等を用意し、被災地の現状や課題について、参加者が自分事として考えることができ、その後の被災地での関わりにつながるよう工夫。
 - あわせて、東日本大震災からの復興で蓄積されたノウハウを発信・共有し、今後の災害に対する全国の防災力の向上にも資するよう工夫。
- 

ロゴマーク
- 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいる方を表彰することで、取組を広く情報発信するとともに、被災地内外への普及・展開を図ることを目的として、平成28年度から顕彰事業を実施。

<令和2年度選定結果>

釜石市甲子地区活性化協議会（岩手県釜石市）	日本航空株式会社地域事業本部支援推進部 東北地域活性化推進室（宮城県仙台市（活動は東北6県））
チーム北リアス（岩手県野田村）	女子の暮らしの研究所（福島県福島市）
特定非営利活動法人まんまるママいわて（岩手県花巻市）	特定非営利活動法人あさがお（福島県南相馬市）
一般社団法人イシノマキ・ファーム（宮城県石巻市）	特定非営利活動法人勿来まちづくりサポートセンター （福島県いわき市）
一般社団法人復興みなさん会（宮城県南三陸町）	小林武史（一般社団法人APバンク） （東京都渋谷区（活動は宮城県石巻市））
鹿折まちづくり協議会（宮城県気仙沼市）	



「新しい東北」事例集
地域課題解決に向けた挑戦
令和2年度「新しい東北」復興・創生表彰 受賞者の取組



事例集を作成し、受賞者の取組を紹介

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて③（地域づくりネットワーク）

- 地域課題の解決に取り組む自治体、NPOなどに対し、伴走型の「地域づくりハンズオン支援事業」を実施。
- これにより被災地内外との緩やかなつながりの構築や、地域をけん引するリーダーの育成などを図り、課題解決に向けた取組の自走化を目指す。

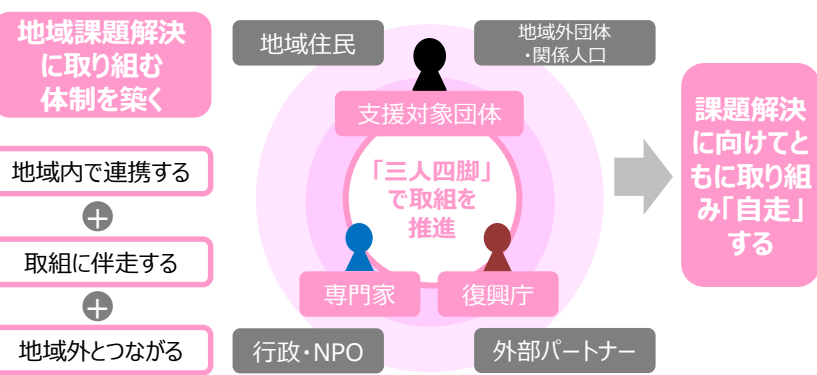
地域づくりハンズオン支援事業概要

1. 地域の担い手ハンズオン支援

- 自治体、NPO等に対し、復興庁・専門家がニーズに応じたきめ細かな支援を年間を通じて継続的に実施。
- ワークショップ開催支援、地域内外のネットワーク構築支援、有識者の招へい、専門家の派遣等を実施。

2. 地域の担い手育成に資する研修

- 地域での担い手育成や、取組の普及・展開を図るため、地域の担い手研修を実施。
- ノウハウの共有や担い手のモチベーションの向上、ネットワーク構築を後押し。



令和2年度 支援対象団体一覧	
団体名	プロジェクト名／取組概要
一般社団法人レッドカーペット・プロジェクト (岩手県陸前高田市)	【陸前高田市の高上げ地における椿を活用したレッドカーペットプロジェクト】 未利用の高上げ地で、椿を活用した新たな産業・地域づくりを生み出す事業計画の策定や、プロジェクト推進のための地域内の住民や地域外の企業等との連携体制の構築を図る。
一般社団法人プレーワーカーズ (宮城県名取市)	【被災沿岸部が一丸となって、震災後の子どもの育ちを見守るためのネットワーク構築】 被災した子どもの心と体のケアに関する課題解決に向け、研修会を通じた担い手の育成や地域内外とのネットワーク構築による子ども・子育て支援団体同士の連携体制の構築を図る。
一般社団法人tenten (福島県福島市)	【移住・転入女性が仲間や地域と繋がるサポート体制作りと女性の小さななりわい作りプロジェクト】 沿岸部地域における座談会の開催等を通じて、震災の環境変化によって不安や孤立の問題を抱える移住・転入女性と地域による新たなコミュニティ形成を促進するとともに、企業・地域内外との連携強化による自走体制の構築を図る。
一般社団法人Switch (福島県田村市)	【持続可能な関係人口創出プロジェクト】 震災後の影響により顕在化した多様な地域課題解決（人口減少、少子高齢化、第一次産業従事者の減少等）に向け、関係人口創出の機会づくりと先進的な取り組みに関する研修会の開催等を通じて、持続可能な地域の形成を図る。

企業連携グループ

【新ハンズオン支援事業】

- ・被災地域における新産業の創出につながる新たな事業について、グループ・個社への支援を実施。

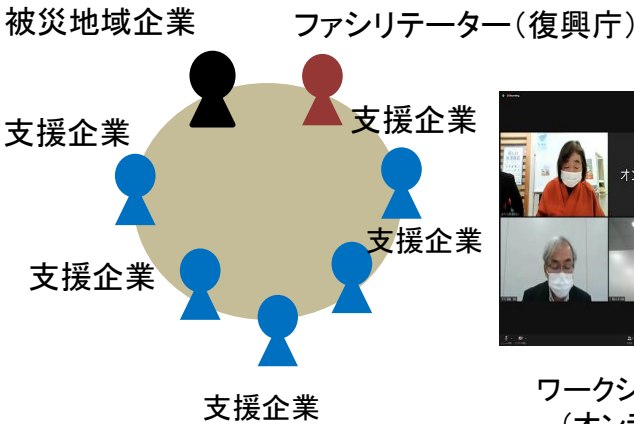
【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やフェイスブックなどによる情報提供を実施。

「結の場」ワークショップ



ワークショップの様子
(オンライン形式)

産業復興事例集

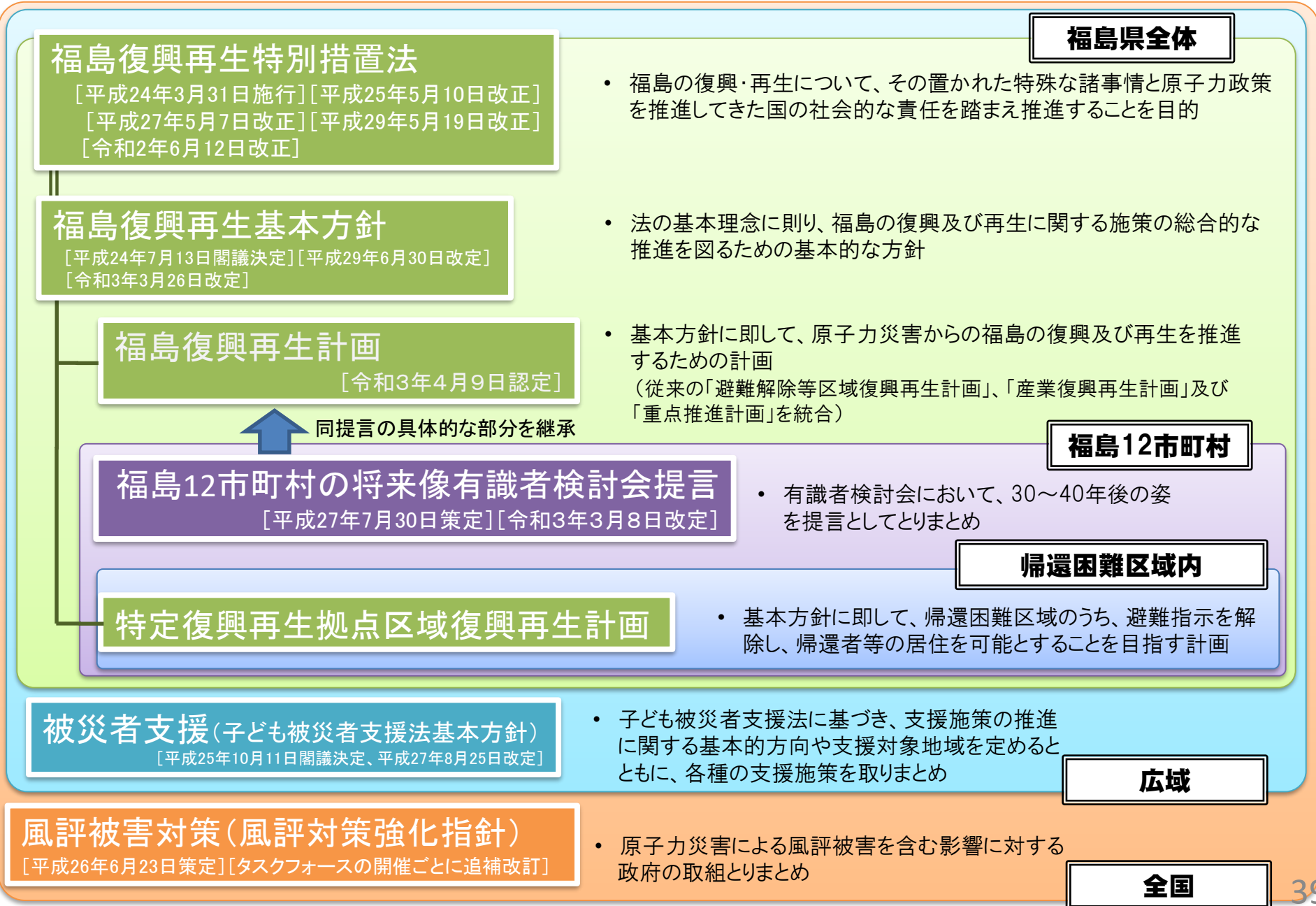


復興庁フェイスブック



(※) この他、「復興金融ネットワーク」（金融機関等のメンバー35団体で構成。平成26年7月設置。）において、金融機関等との産業復興に関する情報共有等を通じて、被災地の事業者等に対する資金供給等の支援につなげるための取り組みを随時実施。

2-6-1 福島復興に向けた取組①（復興施策体系）



2-6-1 福島復興に向けた取組②

(福島再生加速化交付金の概要)【令和3年度当初予算 721億円(令和2年度予算 791億円)】

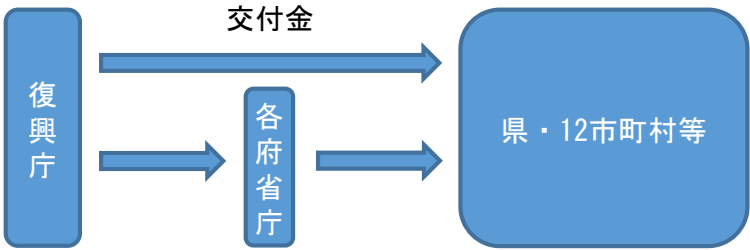
事業概要・目的

- 「復興基本方針」(抄)
帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める。
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応及び新たな住民の移住・定住の促進の施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、早期帰還のための生活環境向上や町内の生活拠点の整備及び、新たな住民の移住・定住の促進等に資する施策を一括して支援することにより、福島の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

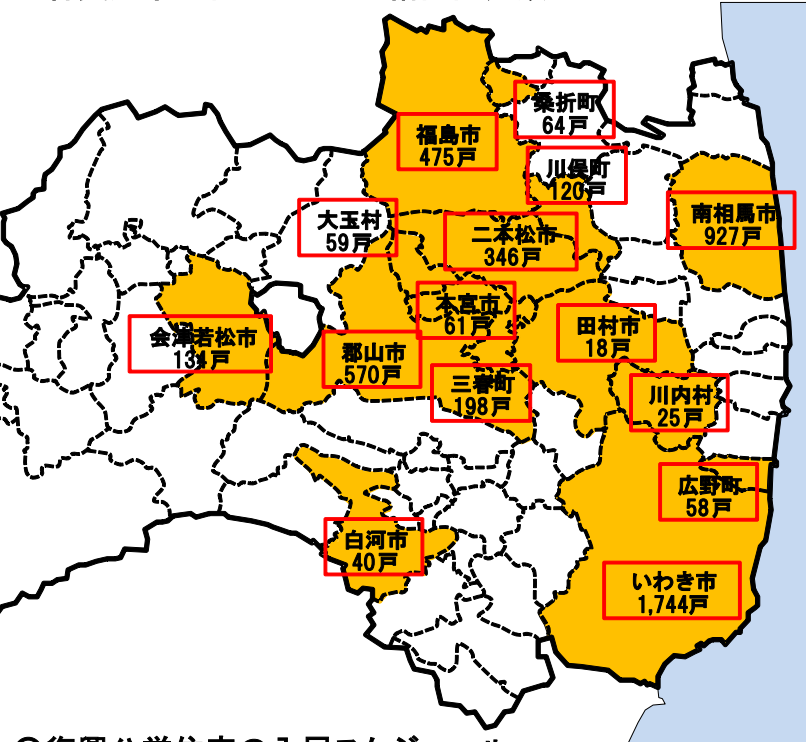
- (1)対象区域
避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)
- (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村への早期帰還・移住の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備(特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等) ・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ・営農・商工業再開に向けた環境整備、農地・農業用施設、産業団地の整備等 ・移住・定住の促進等の拡大に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等) ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
原子力災害情報発信等拠点施設整備等	○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点(アーカイブ拠点)に対する支援
既存ストック活用まちづくり支援	既存ストック(空き地・空き家等)を活用した被災12市町村のまちづくり支援 ○既存ストックの実態把握・対策検討・所有者探索 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

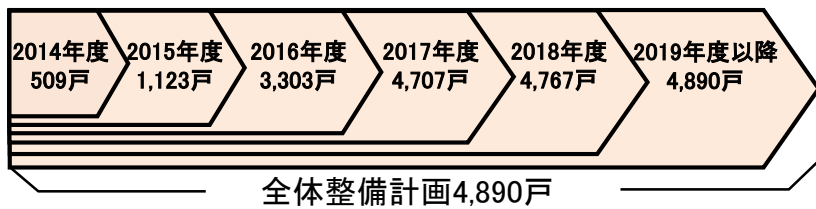
2-6-1 福島復興に向けた取組③（長期避難者への生活支援）

- 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、住民意向調査等を基に、復興公営住宅の整備を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
- 計画戸数4,890戸のうち2018年度末までに4,767戸完成(123戸保留中)。
- 整備にあたっての財源は、福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)を活用。

○各受入市町村における整備計画戸数

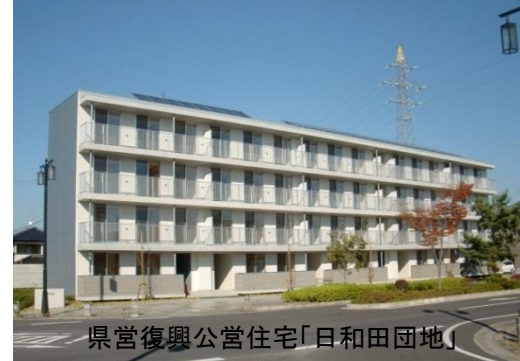


○復興公営住宅の入居スケジュール

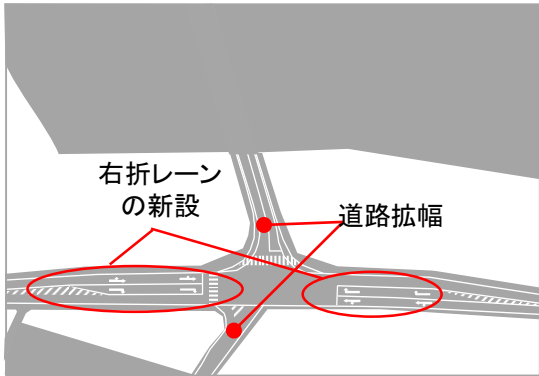


○福島再生加速化交付金による主な支援例

復興公営住宅の整備



道路の整備



コミュニティ交流員の配置



2-6-1 福島復興に向けた取組④（子どもの運動機会の確保等）

○「子ども元気復活交付金」(注)の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施

○特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進【広野町】

広野町では、公園の遊具の更新を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子育て世帯の帰還を促進している。



更新した遊具で遊ぶ子どもたち

ハード・ソフト一体となった運動機会の確保【本宮市】

本宮市では、運動施設のリニューアルや屋外の遊び場の整備を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。



にぎわう屋外遊び場 ウィリアム王子訪問(27年2月) プレイリーダーの養成

■ これまでの採択実績

計27回の配分により以下の事業を採択

- 遊具の更新644箇所
- 運動施設の整備64施設(屋内施設30施設、屋外施設34施設)
- 運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

■ 参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については復興庁ホームページを参照

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html>

福島再生加速化交付金 (既存ストック活用まちづくり支援)

事業概要・目的

- 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりのさらなる進展を図るために、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックの状況を把握し、有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を支援する。

資金の流れ

復興庁



12市町村等

期待される効果

- 既存ストック（空き地・空き家等）の実態把握・対策検討・所有者探索等に係る調査やインスペクションについて、既存ストックの有効活用による公的施設等の整備と連携させ、一括して支援する。
これにより、空き地・空き家等の利活用・流動化を促し、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速化させることが期待できる。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象地域・団体
被災12市町村及び各市町村の帰還環境整備推進法人
- (2) 対象費用
 - 空き地・空き家等の実態把握・対策検討・所有者探索等に係る調査に要する費用
 - インスペクション（建物状況調査）に要する費用
 - 既存ストック（空き地・空き家等）の有効活用による公的施設等の整備に要する費用

<空き地の有効活用の例>



コミュニティガーデン(宮城県石巻市)

<空き家の有効活用の例>



住民交流拠点施設
「まち家世田米駅」(岩手県住田町)

- (3) 補助率
交付対象事業費に3/4を乗じて得られる額 等

2-6-1 福島復興に向けた取組⑥

(福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例)

【令和3年度予算額 91億円】
【令和2年度予算額 94億円】

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

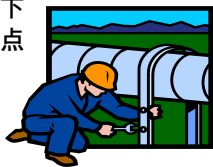
主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等

★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

・ 除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



★ 住民の一時帰宅支援

・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

2-6-1 福島復興に向けた取組⑦（中間貯蔵施設について）

中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要



中間貯蔵施設の面積等

- 面積 約1,600ha（大熊町：1,100ha、双葉町：500ha）うち、公有地 約330ha
- 福島県内の除去土壌等の輸送対象物量は、約1,400万m³と推計（2019.10時点）

事業の進捗状況

- （用地）全体面積約1,600haのうち約1,245haを契約済み（2021.4末時点）
- （施設）受入・分別施設、土壌貯蔵施設：2017年10月に大熊町で、同年12月に双葉町で稼働
- （輸送）輸送開始（2015年3月）から累計で約1,073万m³を輸送（2021.4末時点）



2021年度の中間貯蔵施設事業の方針（環境省・2020年12月11日公表）

- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する
- 年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑧

(中間貯蔵施設の整備等に伴う財政措置) 【平成26年度補正予算 1,000億円】

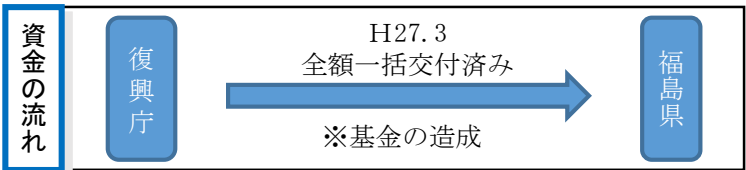
総額3,010億円の新規かつ追加的な財政措置

○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円 【環境省】

- ・850億円は大熊・双葉両町に国が直接交付。残りの650億円は県に交付。
- ・850億円の内訳は、大熊町461億円、双葉町389億円(※)。
- ※両町の人口や搬入する除去土壌等の貯蔵予定量などを勘案し、決定。

○原子力災害からの福島復興交付金 1,000億円 【復興庁】

- ・全額を県が造成する基金に交付。



○福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円 【経済産業省】

- ・今回の措置による増額分510億円。
(17億円×30年間)
- ・増額分は全て県に交付。

事業内容

1. 被災地域における帰還・再生推進事業

避難指示が出ていたこと等により復興が遅れている地域に対して、帰還や地域の再生を推進するための事業(12市町村を対象)

- ・避難地域復興拠点推進事業(道の駅「までい館」の用地取得・造成、「笑ふるタウンならは」の分譲団地の用地取得・造成、「富岡町ふたば医療センター」の用地取得・造成等)

2. 原子力災害からの復興に必要な拠点の充実に係る事業

福島の復興再生を加速するために、特に重要な拠点について、その充実を図るために実施する事業(県全域を対象)

- ・県内ロボット関連企業の育成・支援、ロボット技術研究開発
- ・介護支援ロボットを導入する施設への補助
- ・住宅用太陽光設備の設置に係る初期投資費用への一部補助等

3. 原発事故による風評被害対策事業

未だ根強く残る原発事故による風評被害の払拭や被害拡大を防ぐために、県全域での風評被害対策のために実施する事業(県全域を対象)

- ・県外の学校が、県内の教育旅行で活動する際のバス経費の一部補助
- ・小・中学校等の児童生徒等が行う自然体験・交流活動への補助等

4. その他

1～3に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原子力災害による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興並びに地域の自立を効果的に進める事業(県全域を対象)

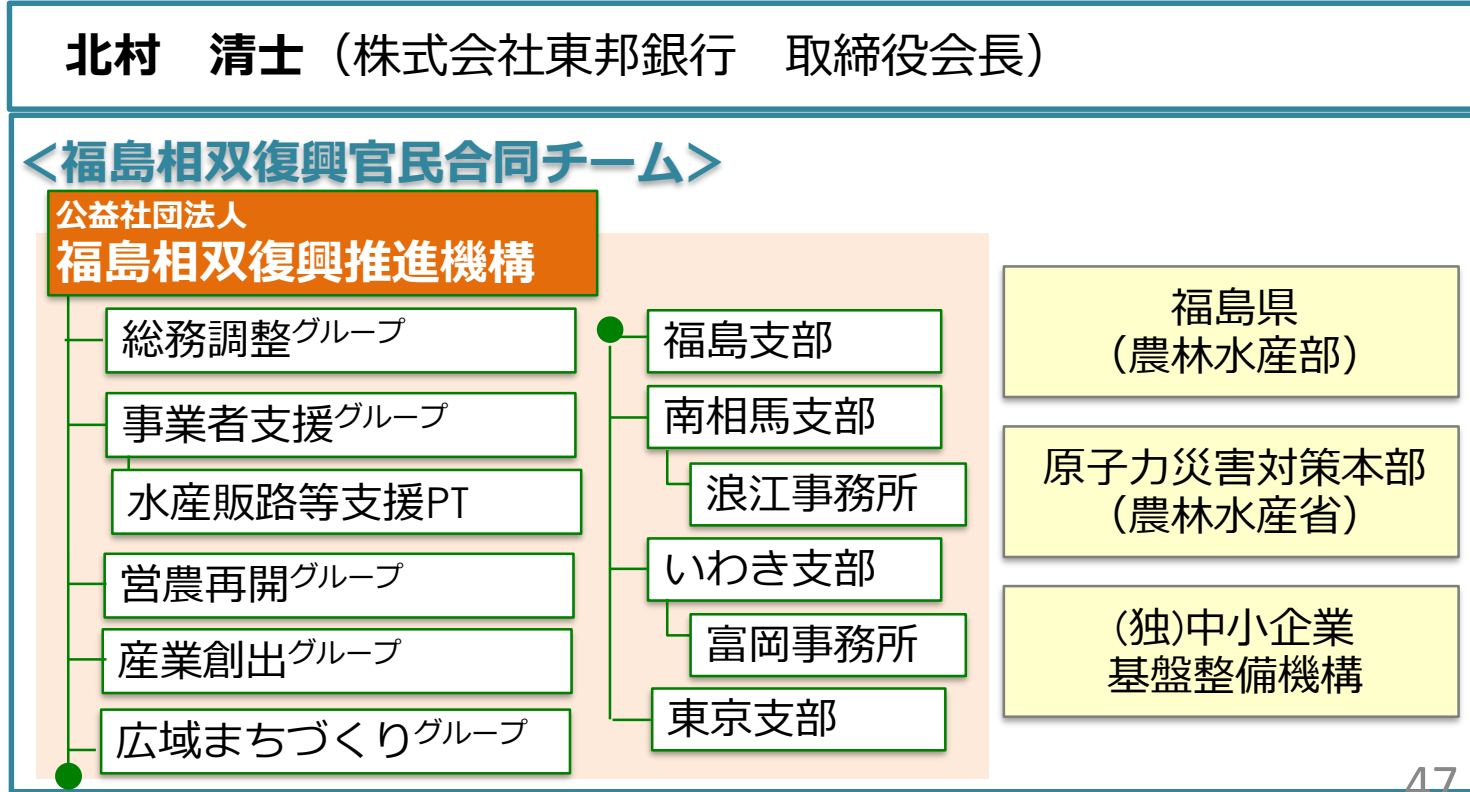
- ・応急仮設住宅等から退去し、避難指示解除された地域に帰還した世帯へ移転費用の補助事業を実施する市町村への支援
- ・12市町村農業者の生活再建を図るため、12市町村外の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援
- ・常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業等

2-6-1 福島復興に向けた取組⑨（福島相双復興官民合同チーム）

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢283人（このうち国の職員は48人。2021年5月1日時点。）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,500の商工業者及び約2,200の農業者を個別訪問する（2021年5月1日時点）など、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長
(相双機構理事長)

体制



2-6-1 福島復興に向けた取組⑩（福島イノベーション・コースト構想）

- 平成26(2014)年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。
- 平成29(2017)年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 令和元年12月、復興庁、経産省、福島県が産業発展の青写真をとりまとめ、これを受け、同法に基づく「重点推進計画を変更（令和2年5月総理大臣認定）。同月の同法改正では、イノベ構想の推進を軸とした、産業集積の促進のための規定（イノベ税制、イノベ機構への国職員派遣規定、実証の相談援助規定）を設けた。
- 重点分野で、技術開発を通じた新産業創出等を支援。福島ロボットテストフィールドが令和2年3月末に全面開所。世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設においても同月に水素の製造を開始。
- 福島県運営の東日本大震災・原子力災害伝承館が令和2年9月開館。入館者が約5万人超。（令和3年5月時点）
- 令和2年9月には、福島ロボットテストフィールドでのドローンの研究開発が行いやすくなる、ドローン飛行の際の許可・承認に関する手続きの見直しが行われるなど、実証フィールドとしての環境整備も進展。
- 本構想をさらに発展させるため、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点の新設に向けて令和2年12月にその基本的な方針を策定。令和3年度に本拠点に関する基本構想を策定。

重点6分野の取り組み

廃炉

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）
- 模擬試験施設等を活用した機器・装置開発、実証試験



楡葉遠隔技術開発センター

エネルギー

- 再生可能エネルギー等の新たなエネルギー関連産業創出
- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

ロボット

- 福島ロボットテストフィールド（世界に類をみない一大研究開発拠点）の整備
- World Robot Summitの一部競技を開催(2021年度で調整中)



福島ロボットテストフィールドドローンの試験飛行（南相馬市、浪江町）



農林水産

- 先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践
- 農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進



生産性向上の取組（無人走行トラクター）



ワンダーファームのトマト栽培

医療関連

航空宇宙

…令和2年5月に重点分野に追加

3つの柱を軸に自立的・持続的な産業発展へ

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

2-6-1 福島復興に向けた取組⑪ (福島浜通り地域の国際教育研究拠点(経緯))

○ 福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の推進

福島浜通り地域にイノベーションを興し、新たな産業基盤を構築するために、国際産学連携拠点の整備等を提案し(平成26年6月23日構想研究会報告書)、これまでに、福島ロボットテストフィールド(令和2年3月全面開所)等の関連する拠点整備を含めた主要プロジェクトの具体化、産業集積に向けた取組等を順次推進。

○ 福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議 最終とりまとめ(令和2年6月8日)

与党の第8次提言(令和元年8月5日)や「復興・創生期間後の復興の基本方針」(令和元年12月20日閣議決定)での記載を踏まえ、国際教育研究拠点についてその機能、研究分野、組織、人材育成のあり方等を具体的に提言。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日) 与党第9次提言(令和2年9月9日)

骨太2020では、国際教育研究拠点について年内を目途に成案を得る方針を確認し、与党第9次提言は、国際教育研究拠点の新設を最も重要な政策課題として提言。

国際教育研究拠点設置の趣旨

福島復興再生特別措置法に位置づけられた福島イノベーション・コースト構想の規定を踏まえ、福島の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードするため、以下の実現を図る観点から、「**創造的復興の中核拠点**」として、**国際教育研究拠点を新設**する。

- ① 国内外の英知を結集して、福島の**創造的復興に不可欠な研究及び人材育成**を行う
- ② 発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を**世界に発信・共有**する
- ③ ①②から得られる知を基に、**日本の産業競争力の強化**や、日本・世界に共通する課題解決に資する**イノベーションの創出**を目指す

新拠点の全体像

機能

既に立地している**研究施設等との一体的な運用**を図りながら、**自ら以下の研究開発機能と人材育成機能を有する。**

(1) 研究開発機能

- 基礎研究も対象としつつ、これまでの**分野縦割りの研究では解決が困難であった課題**に対して、新たに、**技術・手法等を学際的に融合**させて取り組み、**社会実装・産業化**を実現し、**産業構造・社会システムの転換**に繋げる。
- 研究分野は、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、を想定。**政府全体の科学技術・イノベーション政策との整合等**を図りつつ更に具体化。

(2) 人材育成機能

- **大学院生等**(連携大学院制度の活用)、**小中高校生等**(高等教育につながる連続的な人材育成体制の構築)、**地元企業等**(共同研究)を対象とする人材育成を推進。他の研究機関等と連携して、**研究開発・実証を担う人材**を集積・育成。

組織形態等

- **国が責任を持って新法人を設置**し、その形態は国立研究開発法人を軸に検討。
- **関係省庁が参画**する体制の下で、新拠点の研究内容等を具体化した上で、既存施設との整理等を行い、**令和3年秋までに新法人の形態を決定**。

研究環境の整備等

- **実証フィールド**を最大限活用。
- 他の地域では出来ない実証を可能とするための**規制改革を推進**。
- **データ重視**の研究を推進(**DX**に対応した体制構築を含む)。
- **若手や女性研究者**が活躍しやすい魅力ある研究環境、人材育成体制等を整備。
- 民間企業等からの積極的な**投資促進**。
- **多様な機関と密接に連携**するための組織等を構築。
- **まちづくり及びそれと連動した研究環境**の整備を推進。

新拠点の立地・今後の工程

- 既存施設との連携等を踏まえつつ、地元自治体の意見等を尊重して、避難指示が出ていた地域を基本として選定。
- **令和3年度に、新拠点に関する基本構想**を策定。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑬（風評被害対策）

○復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催（2013年3月～）。
○「風評対策強化指針」（下記概要）の3本柱に基づき、正確で分かりやすい情報発信、被災地産品の販路拡大などに取り組んできたところ。
○2017年12月開催のタスクフォースにおいて「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。本戦略の具体化に向け、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において、工夫を凝らした情報発信を実施。

<主な取組状況> 風評対策強化指針（2014年6月策定、2018年7月改訂）等に基づく風評払拭に向けた取組

※取組状況は、2021年5月時点で更新

1. 風評の源を取り除く

（1）世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底

○福島県産米の全袋検査において、2015年産米以降は全て基準値以内

（2）環境中の放射線量の把握と公表

○福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、2011年11月比で約78%減少（2019.9現在）

2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

（1）放射線の基礎的知識等に関する情報発信

○「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を踏まえ、以下のパンフレット等で情報発信

①「放射線のホント」：関係行政機関における情報発信等のモデルとなるコンテンツとして作成（2018.3）。電子書籍による無料配信を実施（2018.6-2019.5）。

②「風評の払拭に向けて」：主に海外向けに福島県の空間線量率や食品の安全性など内容をシンプルに改訂し多言語で作成。

③「放射線リスクに関する基礎的情報」を改訂（R2.5、第11版）。

④「放射線副読本」：放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取組を学ぶ観点から、章立てを見直すなどの改訂を行い公表（2018.10）。全国の小・中・高等学校等に約2,200万部配布（2018～2020）。

○風評の払拭に向け、福島県の復興の現状等を「知ってもらう」、福島県産品を「食べてもらう」、福島県に「来てもらう」の3つの観点から、テレビやインターネット等を活用したメディアミックスによる情報発信を実施（2019.2～）

（2）被災地の不安払拭に向けた取組

○放射線相談員等と専門家やその他支援機関との連携強化に向け、放射線相談員や自治体・県・国が参画する「相談員合同ワークショップ」を開催（2017.12から5回開催）

3. 風評被害を受けた産業を支援する

（1）被災地産品の販路拡大等

①福島県農林水産業再生総合事業により、生産から流通・販売に至るまで、支援→改正福島復興再生特別措置法に基づき、2017年度から福島県産農林水産物等流通実態調査を実施。
→調査で明らかになった様々な結果を業界団体等に対して丁寧に説明。

②国、福島県、農業関係団体による風評払拭対策協議会を開催

③ふくしま応援企業ネットワークによる首都圏等でのフェア開催情報等、福島県産品を買える場所の情報発信

（2）諸外国の輸入規制の緩和・撤廃への働きかけ

①首脳・閣僚等ハイレベル、在外公館等からの申し入れの実施

②「復興五輪」海外発信プロジェクト（在日大使館への情報発信）

→輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、計40か国・地域が規制を撤廃、12か国・地域が規制を緩和

（3）国内外からの被災地への誘客促進

①訪日外国人旅行者の拡大

→東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施（海外の著名人等を招請し、グローバルメディアやSNS等で東北の魅力を発信等）

→12市町村を中心とした福島の魅力等の発信や交流人口の増加に取り組む事業者の活動を支援

②福島県への教育旅行の回復に向けた対策

→小・中及び高等学校のPTA関係者が集まる全国大会に復興大臣等が参加し、福島県の教育旅行回復や正しい放射線知識の理解促進に向けた情報発信を実施（2018.8～）

→復興庁、観光庁からの協力依頼を受け、文部科学省から全国の教育委員会教育長、知事に対して、福島県への修学旅行等の実施に関する通知を発出（2019.3）

<今後の方向性> 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略（2017年12月12日策定）に基づくフォローアップ等

○国内外に向けた情報発信の強化

○ALPS処理水への対応

→2021年4月22日に開催した「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、以下の取組を復興大臣から各府省庁に指示。

指示事項1. 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信すること。

指示事項2. 地元福島等の思いを受け止めながら、密に連携して発信すること。

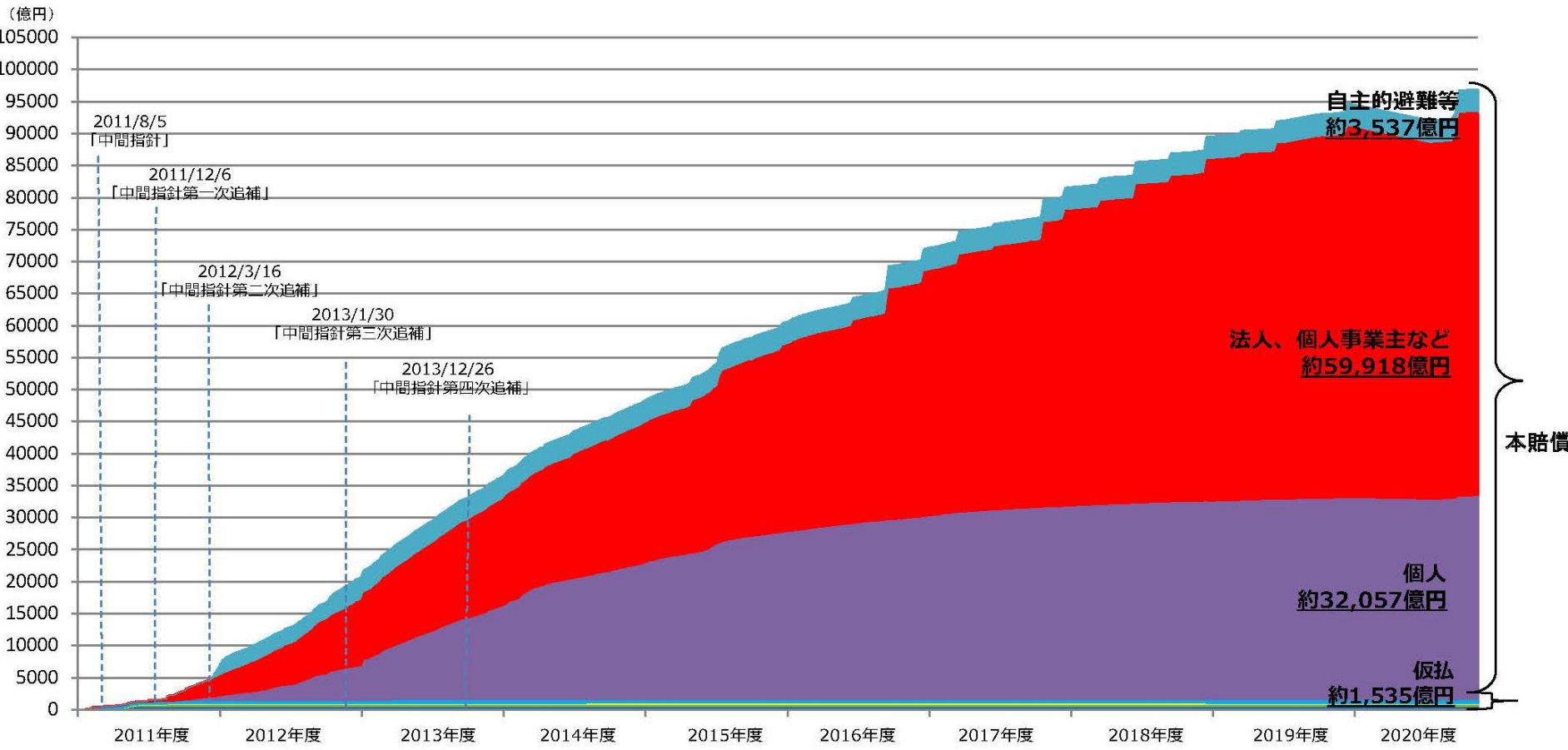
指示事項3. 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信すること。

指示事項4. 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信すること。

2-6-2 個別課題への対応（賠償①）

賠償総額: 約10兆0, 210億円(2021年5月21日時点)

仮払い:	約1, 536億円
本賠償:	約9兆8. 674億円



2-6-2 個別課題への対応（賠償②）

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に則り、東京電力より財物賠償、精神的損害賠償等を実施している。また、平成25年12月にまとめられた中間指針第四次追補を元に、生活の再建を図るための住居確保に係る賠償（平成26年7月）、一括慰謝料の賠償（平成26年4月）を開始している。

（1）不動産（住宅・宅地）に対する賠償（財物賠償）

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

（2）住宅確保に係る損害賠償

帰還にともなう住居の修繕・建替え費用等、移住に伴う新たな住居や土地取得の費用等について、事故前の財物価値を超えて負担した費用を賠償。（平成26年7月申請受付開始）

- ① 帰還に伴う住居の修繕・建替え、移住に伴う新たな取得費用は、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償。（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償。）
- ② 移住に伴う宅地の賠償は、従来のお住まいが帰還困難区域等の場合は、新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償。その他の区域にお住まいで移住される場合は75%を賠償。

※従前借家の方には、帰還、移住に応じた定額での賠償を行う。

（3）家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
- ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

※事故発生時に所有していた仏壇を対象として、定額40万円または個別査定に基づいた時価相当額で賠償。（平成26年3月より申請受付開始）

（4）精神的損害賠償

- ① 帰還困難区域等については、事故後6年分まで支払済み。加えて移住を余儀なくされたことによる精神的損害（700万円）も支払済み。
- ② 居住制限区域、避難指示解除準備区域については、避難指示解除後、相当期間経過後まで一人当たり月10万円を支払う。また、改訂福島復興指針（平成27年6月）に基づき、早期に避難指示を解除した場合においても、避難指示解除の時期にかかわらず、事故から6年後に解除される場合と同等の金額の一括払いを決定。

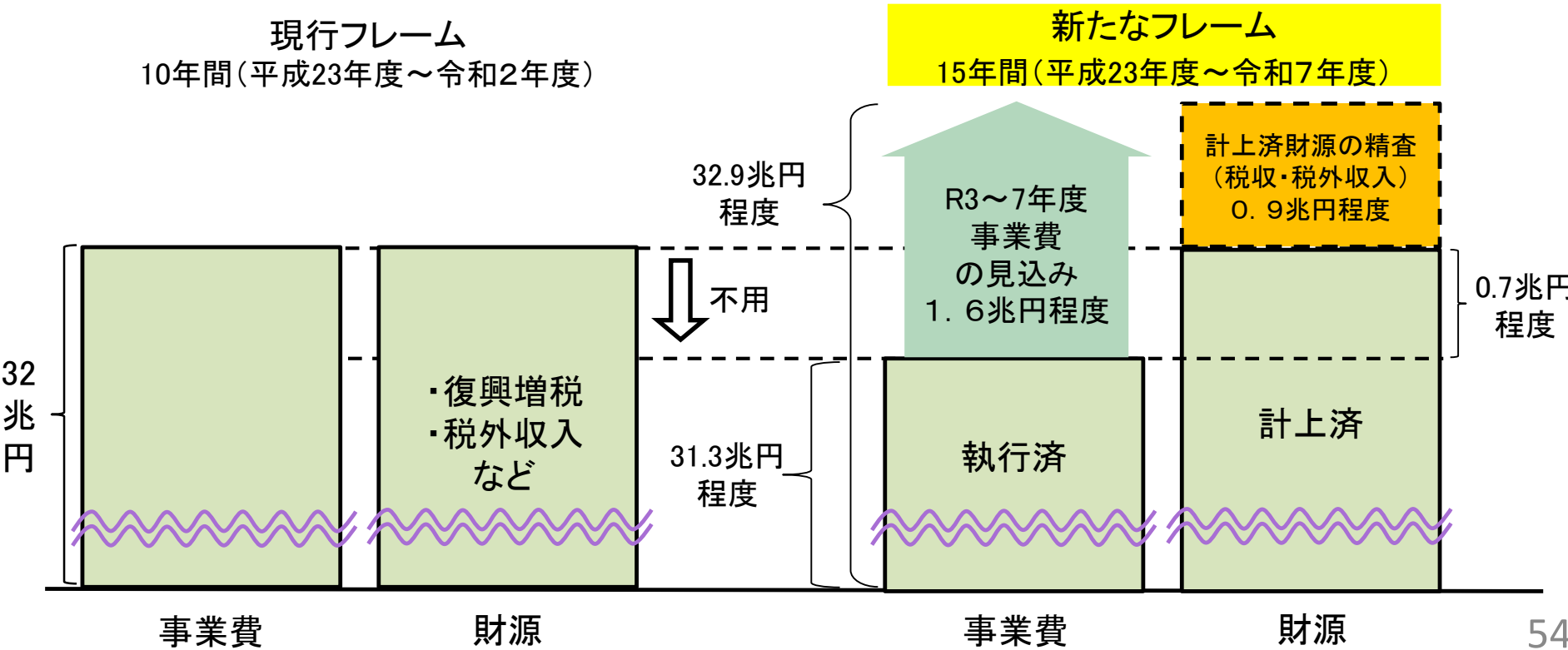
（5）営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 営業損害として、逸失利益等の損害を賠償。
- ② 一定期間毎における実損害を賠償する方法と、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法から選択可能。
 - （ア）就労不能損害 : 事故後3年間（賠償は平成27年2月末まで）
 - （イ）農林業以外の業種 : 事故後4年間 + 年間逸失利益の2倍を追加
 - （ウ）農林業 : 事故後6年間 + 年間逸失利益の3倍を追加
- ③ 営業・就労再開等による収入は控除しない。（②（ア）給与所得には適用していない。）
- ④ 事業再開費用等を賠償。（帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用を賠償。）

3-1 復興財源フレーム（令和2年7月17日 復興推進会議決定）

- 事業規模については、
 - ・これまでの10年間（平成23年度～令和2年度）は、31.3兆円程度、
 - ・第2期復興・創生期間（令和3年度～7年度）は、1.6兆円程度と見込まれ、これらを合わせた15年間（平成23年度～令和7年度）では、32.9兆円程度と見込まれる。
- 財源については、実績を踏まえると32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

〔※ なお、原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うこととする。〕



① 被災者支援	0. 1 兆円程度
② 住宅再建・復興まちづくり	0. 2 兆円程度
③ 産業・生業の再生	0. 2 兆円程度
④ 原子力災害からの復興・再生	0. 5 兆円程度
⑤ その他（震災特交など）	0. 6 兆円程度
合 計	1. 6 兆円程度

※ 県別では、福島県1. 1兆円程度、岩手県0. 1兆円程度、宮城県0. 1兆円程度等と見込まれる。

3-1 令和3年度復興庁概算決定のポイント

令和3年度概算決定額(復興庁所管): 6,216億円 [前年度予算額: 1兆4,024億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

被災者支援: 362億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- 被災者支援総合交付金 (125億円)
- 被災した児童生徒等への就学等支援 (34億円)
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (17億円)
- 仮設住宅等 (22億円)
- 被災者生活再建支援金補助金 (46億円)
- 地域医療再生基金 (54億円) 等

住宅再建・復興まちづくり: 540億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- 家賃低廉化・特別家賃低減事業 (224億円)
- 社会資本整備総合交付金 (77億円)
- 森林整備事業 (47億円)
- 災害復旧事業 (161億円)
- ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円) 等

創造的復興: 132億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島イノベーション・コースト構想の推進、国際教育研究拠点の構築、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- 福島イノベーション・コースト構想関連事業(75億円) **新** 国際教育研究拠点基本構想策定等事業 (2億円) **新** 移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)
- 新** 福島県高付加価値産地展開支援事業(52億円) ・「新しい東北」普及展開等推進事業 (3億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生: 459億円

水産加工業等へのソフト支援や、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施。

- 復興水産加工業等販路回復促進事業 (11億円)
- 福島県農林水産業再生総合事業 (47億円)
- 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (44億円)
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (215億円)
- 新** 原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化 (1億円) 等

原子力災害からの復興・再生: 4,673億円

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。

- 特定復興再生拠点整備事業(637億円) ・ 福島再生加速化交付金(721億円)
- 福島生活環境整備・帰還再生加速事業(91億円)
- 中間貯蔵施設の整備等(1,872億円) ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等(768億円)
- 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(253億円)
- 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円) 等

※上記のほか、復興庁一般行政経費等(49億円)を計上

3-1 令和2年度復興庁当初予算のポイント

令和2年度当初予算額(復興庁所管)：1兆4,024億円〔前年度予算額：1兆4,781億円〕

「復興・創生期間」の最終年度である令和2年度において必要な復興施策を確実に実施するための予算を確保。

被災者支援：493億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- ・被災者支援総合交付金(155億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援(52億円)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業(22億円)
- ・仮設住宅等(54億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(101億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生：516億円

被災事業者の施設復旧への支援や観光業、水産加工業等へのソフト支援に引き続き注力。福島については、福島イノベーション・コースト構想の推進、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援等の取組を引き続き実施。

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(140億円)
- ・観光復興関連事業(37億円)・復興水産加工業等販路回復促進事業(12億円)
- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業(69億円)
- ・福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(47億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(16億円)
- ・原子力被災12市町村農業者支援事業(10億円) 等

住宅再建・復興まちづくり：5,472億円

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、一日も早い完了を目指す。

- ・東日本大震災復興交付金(113億円)
- ・復興道路・復興支援道路の整備(1,662億円)
- ・社会資本整備総合交付金(1,198億円)
- ・農山漁村整備(309億円)・森林整備事業(66億円)
- ・国営追悼・祈念施設整備事業(15億円)
- ・災害復旧事業(1,555億円) 等

原子力災害からの復興・再生：7,481億円

特定復興再生拠点や避難指示解除区域等における帰還環境の整備や、汚染廃棄物等の適正な処理を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションを強化。

- ・特定復興再生拠点整備事業(673億円)・福島再生加速化交付金(791億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(94億円)
- ・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(51億円)
- ・中間貯蔵施設等の整備等(4,025億円)・放射性物質汚染廃棄物処理事業等(1,059億円)
- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(566億円)
- ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業(5億円) 等

※上記のほか、「新しい東北」の創造(6億円)、東日本大震災10周年事業(1億円)、復興庁一般行政経費等(56億円)を計上

3-1 復興関連予算

区分	令和元年度		令和2年度	令和3年度
	当初予算額(億円)	補正予算額(億円)	当初予算額(億円)	当初予算額(億円)
被災者支援	614	50	493	362
生活支援	201	-	155	67
教育・医療・福祉	371	-	299	287
救助活動	4	-	4	3
その他	37	50	35	6
住宅再建・復興まちづくり	6,927	1,168	5,472	540
災害廃棄物等処理	22	-	82	-
公共事業(災害復旧)	2,148	-	1,366	129
施設等の災害復旧等	169	-	190	32
復興に向けた公共事業等	4,014	1,015	3,722	380
東日本大震災復興交付金	573	153	113	-
産業・生業(なりわい)の再生	691	-	516	459
産業振興	671	-	502	459
災害関連融資	101	-	72	28
中小企業への支援・立地補助事業等	198	-	174	305
農林水産業の復興支援	132	-	120	80
観光復興	49	-	37	3
イノベーション・コースト構想関連	126	-	69	
被災事業者支援	60	-	26	44
研究開発・再生エネルギー等	6	-	5	-
雇用の確保	19	-	13	0
その他	1	-	1	-
原子力災害からの復興・再生	6,486	1,500	7,481	4,673
風評被害対策・食の安全確保等	93	-	86	96
汚染廃棄物等の適正な処理	4,431	1,500	5,756	3,014
研究開発拠点整備等	8	-	8	40
ふるさとの復活	1,871	-	1,558	1,448
その他	83	-	73	75
創造的復興				132
東日本大震災復興推進調整費	2	-	-	-
「新しい東北」の創造	7	-	6	
震災復興特別交付税	3,246	504	3,398	1,325
その他	3,375	-	3,373	1,826
合計	21,348	3,222	20,739	9,318

※ 計数については、単位未満四捨五入のため、合計とは一致しないものがある。

※ 令和3年度から新たに「創造的復興」を柱立てしたこと等に伴い、令和3年度当初予算案では各柱に含まれる事業を再整理している。

3-1 令和元年度復興予算の執行状況

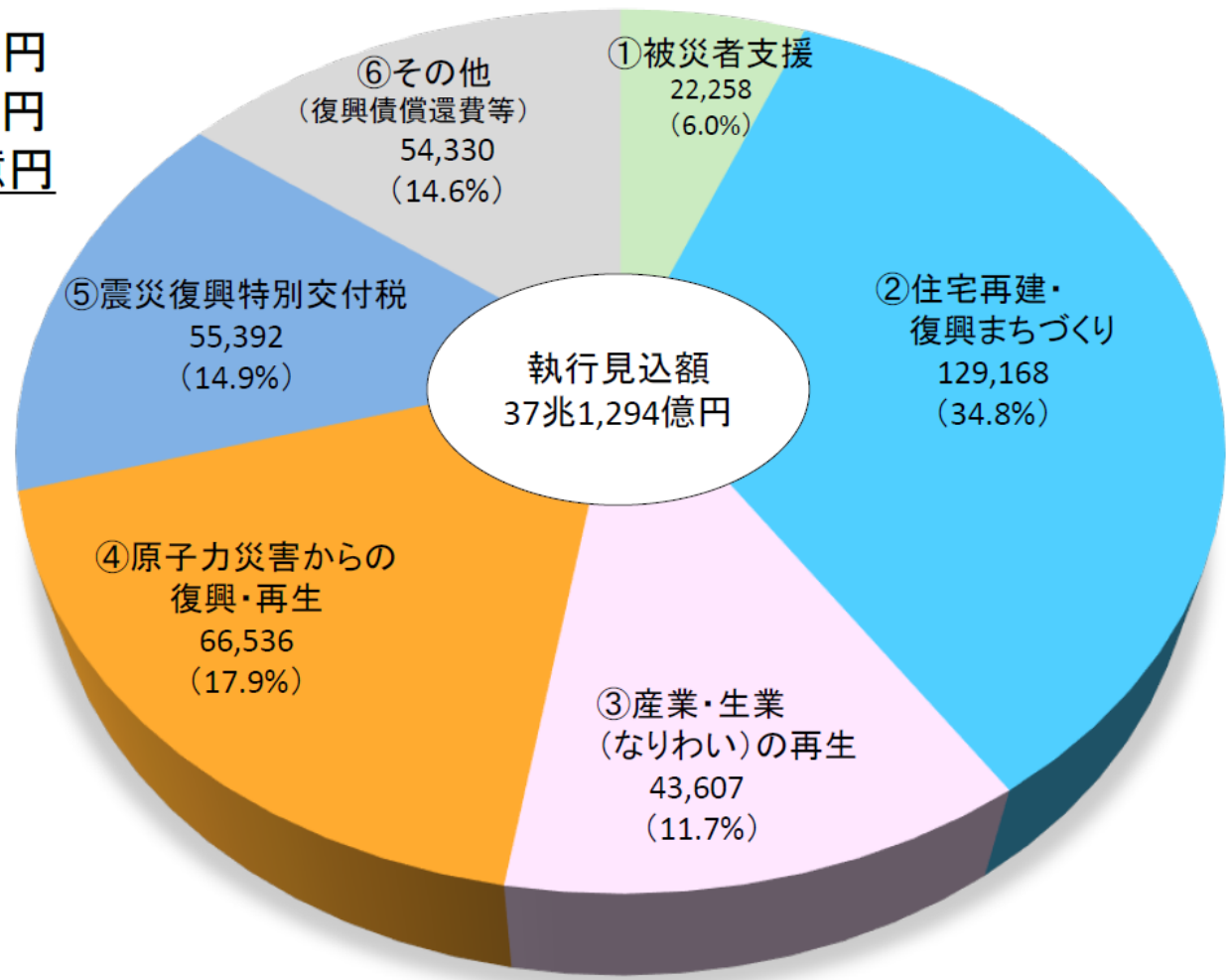
(単位: 億円)

区 分		歳出 予算現額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D)=(A)-(B)-(C)	執行率 (B)/(A)	執行見込率 ((B)+(C))/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援		711	540	96	75	75.9%	89.4%	10.6%
	生活支援	249	145	94	9	58.3%	96.4%	3.6%
	教育・医療・福祉	421	357	0	63	84.8%	84.8%	15.2%
	救助活動	4	2	0	0	61.9%	84.5%	15.5%
	その他	36	34	0	1	94.5%	95.1%	4.9%
住宅再建・復興まちづくり		11,878	6,968	4,678	231	58.7%	98.1%	1.9%
	災害廃棄物等処理	24	19	-	4	82.3%	82.3%	17.7%
	公共事業(災害復旧)	3,770	2,133	1,488	148	56.6%	96.1%	3.9%
	施設等の災害復旧等	230	114	62	53	49.8%	76.8%	23.2%
	復興に向けた公共事業等	6,776	3,708	3,042	25	54.7%	99.6%	0.4%
	東日本大震災復興交付金	1,076	991	84	0	92.1%	100.0%	0.0%
産業・生業(なりわい)の再生		1,027	648	204	174	63.1%	83.1%	16.9%
	産業振興	1,008	631	204	171	62.6%	83.0%	17.0%
	災害関連融資	64	62	-	1	97.6%	97.6%	2.4%
	中小企業への支援・立地補助事業等	508	202	179	126	39.9%	75.2%	24.8%
	農林水産業の復興支援	165	136	16	12	82.4%	92.5%	7.5%
	観光復興	48	42	1	4	86.7%	90.4%	9.6%
	イノベーション・コースト構想関連	155	124	6	24	80.1%	84.5%	15.5%
	原子力災害による被災事業者の自立支援事業	60	57	-	2	95.2%	95.2%	4.8%
	研究開発・再生エネルギー等	5	5	-	0	99.8%	99.8%	0.2%
	雇用の確保	18	16	-	2	87.5%	87.5%	12.5%
	その他	0	0	-	0	99.9%	99.9%	0.1%
原子力災害からの復興・再生		9,224	4,768	3,147	1,308	51.7%	85.8%	14.2%
	風評被害対策・食の安全確保等	80	71	-	9	88.1%	88.1%	11.9%
	汚染廃棄物等の適正な処理	6,761	3,394	2,341	1,025	50.2%	84.8%	15.2%
	研究開発拠点整備等	7	7	-	-	100.0%	100.0%	0.0%
	ふるさとの復活	2,276	1,216	797	262	53.4%	88.5%	11.5%
	その他	97	79	8	10	80.7%	89.8%	10.2%
震災復興特別交付税		3,750	3,750	-	-	100.0%	100.0%	0.0%
その他		1,122	93	0	1,028	8.3%	8.4%	91.6%
合計		27,714	16,770	8,126	2,817	60.5%	89.8%	10.2%

※1 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。
 ※2 計数については、平成29年度復興特会予算繰越分、30年度復興特会計予算繰越分及び令和元年度復興特会予算分の合計である。

3-1 復興関連予算の執行内容（平成23～令和元年度）

- 支出済歳出額:363,167億円
- 繰越額 : 8,126億円
- 執行見込額 : 371,294億円



（参考）平成23年度～令和元年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は 30.1兆円程度
※ 復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除外等したもの。

3-2 福島復興に向けた予算等① (概要)

H28年度予算	H28年度補正予算
(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等	
○福島再生加速化交付金 1,012億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 76億円	
(2) 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり)	1. 復興まちづくり
◎災害復旧事業 5,093億円 ◎東日本大震災復興交付金 1,477億円 ◎被災者支援総合交付金 220億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 189億円 等	◎復興道路・復興支援道路の整備加速化 589億円 ◎復興を支える港湾施設(防波堤等)の整備加速化 38億円 ◎災害廃棄物処理 9億円
(3) 安全・安心な生活環境の実現	2. 原子力災害からの復興・再生
◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 5,249億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 2,140億円 ○中間貯蔵施設の整備等 1,346億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 14億円 ○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円 等	◎放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 3,307億円
(4) 地域経済の再生、「12市町村の将来像」関連等	3. 産業・生業(なりわい)の再生
◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 290億円 ◎観光復興関連事業 50億円 ◎事業復興型雇用支援事業 41億円 ◎復興特区支援利子補給金 19億円 ○自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 320億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 42億円 ○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 13億円 ○イノベーション・コースト構想関連事業 145億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 1億円 ○福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円 等	◎東北地方へのインバウンド推進による観光復興 8億円 ○原子力被災12市町村における営農再開支援 70億円 ○原子力災害被災地域における創業等支援 2億円

(注)◎については被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。 61

3-2 福島復興に向けた予算等② (概要)

H29年度予算	H30年度予算
(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等 ○福島再生加速化交付金 807億円 ○特定復興再生拠点整備事業(仮称) 309億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 181億円	(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等 ○福島再生加速化交付金 828億円 ○特定復興再生拠点整備事業 690億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 150億円
(2) 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり) ◎被災者支援総合交付金 200億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 135億円 ◎東日本大震災復興交付金 525億円 ◎災害復旧事業 2,599億円 等	(2) 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり) ◎被災者支援総合交付金 190億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 108億円 ◎東日本大震災復興交付金 805億円 ◎災害復旧事業 2,064億円 等
(3) 安全・安心な生活環境の実現等 ◎除去土壌等の適正管理・搬出等 2,855億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1,851億円 ○中間貯蔵施設の整備等 1,876億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 13億円 ○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円 等	(3) 安全・安心な生活環境の実現等 ◎除去土壌等の適正管理・搬出等 1,212億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1,455億円 ○中間貯蔵施設の整備等 2,799億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 13億円 ○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 36億円 等
(4) 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 210億円 ◎観光復興関連事業 51億円 ◎復興特区支援利子補給金 19億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 19億円 ○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 54億円 ○福島イノベーション・コスト構想関連事業 101億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 2億円 ○福島県農林水産業再生総合事業 47億円 等	(4) 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 150億円 ◎観光復興関連事業 50億円 ◎復興特区支援利子補給金 15億円 ○福島県営農再開支援事業 130億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 15億円 ○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 16億円 ○福島イノベーション・コスト構想関連事業 135億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 2億円 ○福島県農林水産業再生総合事業 47億円 等

3-2 福島復興に向けた予算等③ (概要)

R元年度予算	R2年度予算
(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等 ○福島再生加速化交付金 ○特定復興再生拠点整備事業 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 890億円 869億円 111億円	(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等 ○福島再生加速化交付金 ○特定復興再生拠点整備事業 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 791億円 673億円 94億円
(2) 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり） ◎被災者支援総合交付金 ◎被災者生活再建支援金補助金 ◎東日本大震災復興交付金 ◎災害復旧事業 177億円 107億円 573億円 2, 317億円 等	(2) 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり） ◎被災者支援総合交付金 ◎被災者生活再建支援金補助金 ◎東日本大震災復興交付金 ◎災害復旧事業 155億円 101億円 113億円 1, 555億円 等
(3) 安全・安心な生活環境の実現等 ◎除去土壌等の適正管理・搬出等 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 ○中間貯蔵施設の整備等 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 ○福島県浜通り地域等の教育再生 1, 187億円 1, 054億円 2, 081億円 13億円 11億円 等	(3) 安全・安心な生活環境の実現等 ◎除去土壌等の適正管理・搬出等 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 ○中間貯蔵施設の整備等 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 ○福島県浜通り地域等の教育再生 566億円 1, 059億円 4, 025億円 12億円 8億円 等
(4) 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 ◎観光復興関連事業 ◎復興特区支援利子補給金 ○ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業 ○原子力災害対応雇用支援事業 ○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 ○福島イノベーション・コースト構想関連事業 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 ○福島県農林水産業再生総合事業 76億円 49億円 12億円 1億円 10億円 60億円 126億円 1億円 47億円 等	(4) 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 ◎観光復興関連事業 ◎復興特区支援利子補給金 ○原子力災害対応雇用支援事業 ○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 ○福島イノベーション・コースト構想関連事業 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 ○福島県農林水産業再生総合事業 140億円 37億円 10億円 7億円 16億円 69億円 1億円 47億円 等

(注)◎については被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等④（令和3年度予算のポイント）

○さらなる福島の復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算を確保。

1. 長期避難者の支援、帰還・移住等の促進等 【1,448億円（1,558億円）】

○福島再生加速化交付金 【721億円（791億円）】

地方自治体等に対して、「長期避難者への支援から帰還加速のための環境整備」の施策等を一括して支援することにより、福島のインフラ整備等を実施するとともに、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を推進。

○特定復興再生拠点整備事業 【637億円（673億円）】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【91億円（94億円）】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり） 【903億円の内数（5,960億円の内数）】

- ・被災者支援総合交付金【125(155)】※
 - ・被災者生活再建支援金補助金【46(101)】※
 - ・社会資本整備総合交付金（復興）【77(1,198)】※
 - ・災害復旧事業【161(1,555)】※
 - ・緊急スクールカウンセラー等活用事業【17(22)】※
 - ・被災した児童生徒等への就学等支援【34(52)】※
 - ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を活用した被災地復興に向けた情報発信等【1(1)】※
 - ・地域医療再生基金【54(-)】
- 等

3. 安全・安心な生活環境の実現等 【3,177億円の内数（5,919億円の内数）】

①汚染廃棄物等の適正な処理 【3,014億円（5,756億円）】

- ・除去土壌等の適正管理・搬出等【253(566)】
 - ・中間貯蔵施設の整備等【1,872(4,025)】
- 等

②地域の生活環境の改善等 【163億円（163億円）】

- ・福島県浜通り地域等の教育再生【6(8)】
 - ・鳥獣被害対策：帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(4)】及び「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」（再掲）の内数
- 等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等 【636億円の内数（525億円の内数）】

①地域経済の再生等 【494億円（364億円）】

- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【215億円（制度拡充）】
 - ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【44(16)】
 - ・福島県高付加価値産地展開支援事業【52(新規)】
 - ・原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化【1(新規)】
- 等

②福島イノベーション・コースト構想関連事業等 【78億円（70億円）】

- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業【75(69)】
- ・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1(1)】
- ・国際教育研究拠点基本構想策定等事業【2(新規)】

③風評払拭・農林水産業・観光関連 【64億円（91億円）】

- ・福島県における観光関連復興事業【3(3)】
 - ・福島県農林水産業再生総合事業【47(47)】
 - ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策【20(5)】
- （一部、「福島再生加速化交付金」の内数の再掲） 等

（備考1）復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、**4,673億円**（令和2年度予算：7,485億円）。「創造的復興」の総額は、**132億円**。
（備考2）※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

3-3 復興関連税制（令和3年度税制改正のポイント）

1. 復興特区関係

②(1) 被災地の雇用機会の確保等のための特例措置（復興特区税制）⇒ 令和5年度末まで延長

【対象区域】沿岸地域等42市町村 【対象事業者】雇用機会の確保に寄与する事業等を行う者

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ① 機械等に係る特別償却等 | ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除 |
| ③ 開発研究用資産に係る特別償却等 | ④ 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却） |

2. 福島関係

②(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置 ⇒ 創設

【対象区域】福島国際研究産業都市区域（15市町村）【対象事業者】イノベ構想の重点6分野のうち、新産業創出等推進事業を行う者

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| ① 機械等に係る特別償却等 | ② 避難対象雇用者等又は特定雇用者を雇用した場合の税額控除 |
| ③ 開発研究用資産に係る特別償却等 | |

②(2) 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置 ⇒ 創設

【対象区域】福島県内全域 【対象事業者】風評被害が根強く残る農林水産業や観光業等のうち、特定事業活動を行う者

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 機械等に係る特別償却等 | ② 特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除 |
|---------------|------------------------|

②(3) 福島復興再生特別措置法による被災12市町村における農地の利用集積等の促進のための税制上の所要の措置 ⇒ 創設

（※福島県が農地集積を行う場合においても、被災12市町村が行う場合と同様の特例が受けられるよう措置）

②(4) 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置 ⇒ 拡充（※帰還・移住等環境整備推進法人に名称変更後も特例措置を適用）

3. 被災代替資産関係

②(1) 建物・家屋及び土地に係る特例措置 ⇒ 令和7年度末まで延長^(注1)

②(2) 事業用資産に係る特例措置 ⇒ 令和5年度末まで延長^(注2)

②(3) 農用地に係る特例措置 ⇒ 令和7年度末まで延長

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

②(1) 機構が行う資金の貸付に係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置 ⇒ 令和7年度末まで延長

②(2) 機構の事業税の資本割の特例措置 ⇒ 令和7年度末まで延長

5. その他

②(1) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円) ⇒ 令和7年度末まで延長

②(2) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置 ⇒ 令和7年度末まで延長

（※）住宅ローン減税の被災者向け措置及び直系尊属から住宅取得等資金の贈与が被災者が受けた場合の贈与税の非課税措置については、一般制度と同様の拡充措置。

（注1）被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置は令和8年度まで延長

（注2）被災代替資産等に係る特別償却は令和4年度末まで延長

3-4 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における
主な財政的支援

復旧事業

国庫補助	地方負担
➤ 補助率のかさ上げ (例) 公共土木施設等・・・8～9割(阪神・淡路大震災時は8割) ➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定(プール方式:各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出) ➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助(阪神・淡路大震災では対象外)	➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行)

復興事業

国庫補助	地方負担
【復興交付金】(～令和2年度) ➤ 復興地域づくりに必要なハード事業(5省40事業)を一括化(地方負担分の5割を追加的に国庫補助) ➤ 基幹事業に関連し実施する使途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応(補助率8割) 【福島の復興・再生に向けた交付金】 ➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 【その他】 ➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設	➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行する等により対応)

その他

➤ 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置 ➤ 取崩し型復興基金の創設(平成23年度2次補正(特別交付税の増額))、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等(平成24年度補正(震災復興特別交付税の増額))

3-5 復興特区制度①（全体・復興推進計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

（特定）復興産業集積区域・復興居住区域・復興特定区域の設定

※復興交付金は令和2年度をもって廃止。やむを得ない事情により未完了となった一部の事業については、令和2年度までに計上された予算の範囲内で支援を継続。

内閣総理大臣認定

復興庁  関係各省

事業の実施・特例の適用

税制上の特例（主なもの）	期限：令和5年度末	金融上の特例	規制・手続等の特例（主なもの）
被災地の雇用機会確保のため戦略的に特定の業種の集積を促進		復興の中核となる民間事業の支援（復興特区支援利子補給金） ・指定金融機関に対する利子補給金の支給（5年間 0.7%以内） 令和3年度予算額：8億円	住宅の確保 ・公営住宅の譲渡処分要件の緩和の特例
・機械・建物等の投資に係る特別償却又は税額控除 ・被災雇用者に対する給与等支給額の一部税額控除 ・新規立地促進税制（再投資等準備金及び即時償却） ・研究開発税制（特別償却及び税額控除） ・地方税の課税免除・不均一課税に係る減収補てん措置			産業活性化・立地促進 ・応急仮設店舗等の存続期間の延長 ・工場立地の緑地規制の緩和
			医療・福祉等のサービス確保 ・被災地における医療・介護・福祉サービスに関する基準の弾力化

3-5 復興特区制度②（復興推進計画の認定状況）

- 規制・手続き等の特例に係る計画は42計画、税制上の特例に係る計画は37計画、金融上の特例に係る計画は222計画認定。
- 県別では、岩手県で36計画、宮城県で92計画、福島県で128計画等となっている。

（令和3年4月1日現在）

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	合計
規制・手続き等の特例	1	8	18	6	6	1	2	42
税制上の特例	1	8	21	6	1	0	0	37
金融上の特例	11	20	53	116	22	0	0	222
県合計	13 (12)	36 (35)	92 (90)	128	29 (28)	1	2	301 (296)

注1） 1つの復興推進計画に複数の特例（規制・手続き等／税制／金融）が盛り込まれている場合は、それぞれ計上している。
注2） 県合計の下段の括弧内の数値は、特例の合計ではなく、当該県内で認定された復興推進計画の合計を記載している。
注3） 変更認定された復興推進計画は件数に含まない。

3-5 復興特区制度③（復興特区における税制及び減収補填の特例措置）

（1）被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

特定復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。

いずれか選択適用

特別償却
又は
税額控除
(法37条)

特別償却	
取得等時期 資産等区分	R3.4.1～R6.3.31
機械装置	50%
建物等	25%

選択
適用

税額控除(※1)

取得等時期 資産等区分	R3.4.1～R6.3.31
機械装置	15%
建物等	8%

※1 税額控除は、税額の20%が限度。
但し、4年間の繰り越しが可能。
※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

法人税等の
特別控除
(法38条)

雇用等している被災者に対する給与等支給額の税額控除(※2)	
指定日	R3.4.1～R6.3.31
控除率	10%

※2 指定後5年間、税額の20%が限度。
※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

新規立地
促進税制
(法40条)

新設法人の再投資等準備金積立額の
損金算入(指定後5年間、所得金額を限度)

+

再投資等した場合には即時償却
(再投資等準備金残高を限度)

※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

指定を受ける際の投資規模要件	
大企業	中小企業者等
初年度 3億円	①初年度3千万円又は ②最大3年間で5千万円

研究開発
税制(法39条)

開発研究用資産について取得価額の50%
(中小企業者等(※3)以外は34%)を特別償却

+

左記開発研究用資産の償却費の
一部を税額控除

※3 租税特別措置法第42条の4第8項
第7号に規定する中小企業者又は同
項第9号に規定する農業協同組合等。
※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

（2）地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条)

特定復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

取得等時期	R3.4.1～R6.3.31
減収補填の上限額	10/10

※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。 69

3-5 復興特区制度④（税制上の特例による指定・投資・雇用実績）

- 県・市町村が作成する復興推進計画において、特例の対象区域や集積を目指す業種を記載。
- 内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、県・市町村が税制特例の対象となる具体の事業者を指定。
- 指定事業者等に対し、投資に係る特別償却等や被災雇用者等を雇用した場合に税額控除の特例を適用。
- 指定事業者が約5,800者となり、投資額等の増加として効果が現れている。

①各県別、年度別の指定件数（法第37条～第42条）（単位：件） （令和2年12月末現在）

	青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県	5県計		
		県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸		合計	沿岸等計	内陸計
H23・H24年度	150	209	162	47	444	251	193	443	175	268	413	1,659	1,134	525
H25年度	33	154	132	22	317	249	68	398	187	211	135	1,037	733	304
H26年度	32	135	110	25	242	192	50	369	169	200	100	878	601	277
H27年度	22	135	108	27	152	114	38	343	160	183	48	700	449	251
H28年度	23	89	77	12	139	109	30	183	78	105	46	480	332	148
H29年度	15	76	67	9	109	77	32	115	49	66	39	354	243	111
H30年度	19	59	49	10	123	88	35	179	80	99	29	409	264	145
R元年度	18	34	28	6	69	44	25	180	108	72	24	325	216	109
総計	312	891	733	158	1,595	1,124	471	2,210	1,006	1,204	834	5,842	3,972	1,870

※復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）等の改正前の状況

②各県別、年度別の投資金額（法第37条、第39条、第40条、第41条）（単位：億円） （令和2年12月末現在）

	青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県	5県計		
		県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸		合計	沿岸等計	内陸計
H23・H24年度	146	408	345	63	1,436	844	592	816	366	450	1,370	4,176	3,043	1,133
H25年度	216	591	443	148	1,082	771	311	975	377	598	1,812	4,676	3,593	1,083
H26年度	555	537	393	144	963	552	411	1,591	860	731	1,216	4,862	3,569	1,293
H27年度	229	448	286	162	1,666	717	949	1,273	683	590	1,938	5,554	3,852	1,702
H28年度	191	452	317	135	1,210	604	606	1,079	521	558	1,903	4,835	3,534	1,301
H29年度	277	497	326	171	876	346	530	1,687	1,015	672	1,283	4,620	3,246	1,374
H30年度	190	365	193	172	1,249	330	919	2,363	1,311	1,052	1,206	5,373	3,225	2,148
R元年度	205	2,140	369	1,771	1,088	470	618	1,549	508	1,041	702	5,684	2,254	3,430
総計	2,009	5,438	2,672	2,766	9,570	4,634	4,936	11,333	5,641	5,692	11,430	39,780	26,316	13,464

※復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）等の改正前の状況

（注）福島県の「沿岸・原災」は、沿岸3市町（いわき市、相馬市、新地町）及び避難指示の対象となった12市町村の計15市町村の区域。
四捨五入のため、合計が符合しない場合がある。事業者からの報告により、今後も数値が変更となる場合がある。

3-5 復興特区制度⑤（税制上の特例による指定・投資・雇用実績）

③各県別、年度別の指定事業者等による被災雇用者等の人数（法第38条）（単位：人）（令和2年12月末現在）

	青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県	5県計		
		県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸		合計	沿岸等計	内陸計
H23・H24年度	3,074	3,804	2,753	1,051	15,178	6,312	8,866	13,355	2,407	10,948	20,329	55,740	34,381	21,359
H25年度	3,717	5,585	3,799	1,786	17,659	8,899	8,760	23,982	4,895	19,087	23,023	73,966	43,775	30,191
H26年度	3,965	7,709	5,017	2,692	19,197	9,251	9,946	30,326	6,781	23,545	40,269	101,466	64,766	36,700
H27年度	4,022	10,663	6,609	4,054	18,814	9,918	8,896	37,495	8,833	28,662	39,758	110,752	69,131	41,621
H28年度	4,079	11,824	7,131	4,693	19,177	10,513	8,664	40,701	11,144	29,557	34,634	110,415	67,492	42,923
H29年度	3,675	11,081	7,065	4,016	17,200	9,565	7,635	38,277	10,558	27,719	17,400	87,633	48,263	39,370
H30年度	1,455	7,779	4,466	3,313	9,346	5,979	3,367	24,372	7,257	17,115	3,665	46,617	22,803	23,814
R元年度	1,312	6,111	3,668	2,443	5,690	2,852	2,838	15,254	4,247	11,007	1,466	29,833	13,545	16,288

※復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)等の改正前の状況

(注)・事業者は指定後5年間税額控除可能。被災雇用者等の人数は、当該年度以前の指定事業者分を含む。

なお、被災雇用者等とは、平成23年3月11日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者又は特定被災区域内に居住していた者をいう。

・福島県の「沿岸・原災」は、沿岸3市町(いわき市、相馬市、新地町)及び避難指示の対象となった12市町村の計15市町村の区域。

・四捨五入のため、合計が合わない場合がある。事業者からの報告により、今後も数値が変更となる場合がある。

(参考)活用事例(水産加工場等の復旧・新設)



水産食料品製造業者が、気仙沼市から復興産業集積区域内の用地の払下げを受け、東日本大震災により被災した水産加工場や冷蔵施設を集約した新施設を建設。

3-5 復興特区制度⑥（復興整備計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）
計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）
計画主体：市町村が単独又は県と共同

※復興交付金は令和2年度をもって廃止。やむを得ない事情により未完了となった一部の事業については、令和2年度までに計上された予算の範囲内で支援を継続。

復興整備協議会（関係県・市町村等）

必要に応じて国や学識経験者等が協議会の構成員として加わり、協議・同意を経て、計画を確定

計画の公表（特例の発効）

事業の実施・特例の適用

土地利用再編の特例（主なもの）

事業実施に必要な許可の基準、事業要件等の緩和

- ・市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ・市街化調整区域における地方公共団体による土地区画整理事業の実施
- ・防災集団移転促進事業の拡充
- ・県営土地改良事業の拡充

事業実施に必要な複数の許可手続等のワンストップ化

- ・開発行為、農地転用の許可手続
- ・都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続
- ・集団移転促進事業、土地改良事業等の事業計画の作成手続

用地確保の円滑化

- ・土地収用手続の更なる迅速化
 - 事業認定手続短縮
 - 裁決申請と土地調書等確定の並行処理
 - 土地収用法の緊急使用による工事着手前倒し
- ・収用対象となる集団住宅整備の拡大（50戸以上→5戸以上）

3-5 復興特区制度⑦（復興整備計画の活用状況）

（令和3年3月31日現在）

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計12市町村 （宮古市、大船渡市、久慈市、 陸前高田市、釜石市、山田町、 大槌町、岩泉町、田野畑村、 普代村、野田村、洋野町）	計203地区	・市街地開発事業 （宮古市等の計21地区） ・集団移転促進事業 （宮古市等の計45地区） ・都市施設の整備に関する事業 （宮古市等の計95地区） ・小規模団地住宅施設整備事業 （大槌町の計7地区） ・土地改良事業 （釜石市等の計3地区） ・その他施設（災害公営住宅等）の整備に関する事業 （宮古市等の計101地区）	・農地法の転用許可みなし （宮古市等の計100地区） ・都市計画法の事業認可みなし （大船渡市等の計6地区）
宮城	○計14市町 （仙台市、石巻市、塩竈市、 気仙沼市、名取市、多賀城市、 岩沼市、東松島市、亘理町、 山元町、七ヶ浜町、利府町、 女川町、南三陸町）	計440地区	・市街地開発事業 （石巻市等の計32地区） ・集団移転促進事業 （仙台市等の計191地区） ・都市施設の整備に関する事業 （石巻市等の計67地区） ・土地改良事業（南三陸町等の計2地区） ・津波防護施設の整備に関する事業（山元町の1地区） ・その他施設（災害公営住宅等）の整備に関する事業 （仙台市等の計183地区）	・農地法の転用許可みなし （仙台市等の計425地区） ・都市計画法の開発許可みなし （石巻市等の計172地区） ・自然公園法の建設許可等みなし （石巻市等の計36地区）
福島	○計13市町村 （いわき市、相馬市、南相馬市、 川俣町、広野町、楡葉町、 富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、新地町、 飯舘村）	計260地区	・市街地開発事業 （いわき市等の計7地区） ・集団移転促進事業 （いわき市等の計42地区） ・都市施設の整備に関する事業 （いわき市等の計81地区） ・小規模団地住宅施設整備事業（いわき市の計3地区） ・土地改良事業 （相馬市等の計13地区） ・造成宅地滑動崩落対策事業（楡葉町の計1地区） ・その他施設（災害公営住宅等）の整備に関する事業 （いわき市等の計131地区）	・農地法の転用許可みなし （いわき市等の計250地区） ・都市計画法の開発許可みなし （いわき市等の計19地区）

※ 1つの地区で複数の事業を実施している場合があるため、「事業施行地区」欄の地区数と「復興整備事業の内容」欄の地区数の合計とは、必ずしも一致しない。

3-6 復興交付金①

※ 復興交付金は令和2年度をもって廃止。やむを得ない事情により未完了となった一部の事業については、令和2年度までに計上された予算の範囲内で支援を継続。

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

- ・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業→右表参照）

効果促進事業等（関連事業）

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限）

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※

※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（抄）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）
2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
9	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）
11	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
12	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）
13	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）
14	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業（市街地相互の接続道路等）
18	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
19	道路事業（道路の防災・震災対策等）
20	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低減事業
23	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
24	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
25	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
26	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
27	優良建築物等整備事業
28	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
29	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31	津波復興拠点整備事業
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
34	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
35	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
36	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-6 復興交付金②

- 復興交付金は、被災地の要望を踏まえ、随時、制度の見直しを実施し、運用を柔軟化。
(申請書類の削減、交付決定前着手の創設、効果促進事業の一括配分の創設・運用の弾力化 等)

効果促進事業の一括配分

- 第2回配分(24年5月25日)にあわせ、効果促進事業の一括配分を創設。
- 復興まちづくりの根幹をなす事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化及び機動的な事業の実施のため、効果促進事業の予算の一定割合(基幹事業の配分額の20%)を予め先渡し。
- 県及び市町村は、使途内訳書の提出により、個別事業の交付申請・交付決定を経ず、迅速な事業実施が可能。
(※)漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業

復興交付金の運用の柔軟化

- 第5回配分(25年3月8日)にあわせ、復興のステージの高まりに応じた復興交付金の運用の柔軟化を実施。
 - ① 基幹事業及び効果促進事業の採択対象の拡大(防災拠点施設や駅前駐輪場整備等)
 - ② 効果促進事業の運用の弾力化(一括配分に関し、使途の限定を廃止)

復興交付金の活用促進の方針

- 第10回配分(26年11月25日)にあわせ、災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、復興交付金の活用により、今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組を弾力的に支援する方針を公表。
 - 1 住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる事業費の上限の引上げ(1億円⇒3億円)
 - 2 市町村による追悼・祈念施設整備への対応
 - 3 防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進

平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興事業について(27年6月24日復興推進会議決定)

- 一括配分について、一事業当たりの事業費の上限(3億円)を撤廃し、配分額の上限を引き上げる(250億円⇒500億円)。
- 効果促進事業により実施可能な事業メニューのパッケージ化と担当者の設置により、効果促進事業の活用を促進する。
⇒ 「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」を公表。(27年6月26日公表、28年4月26日、29年6月23日改訂)

自治体負担の導入(平成28年3月29日付け復興庁事務連絡)

- 28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業について、事業費の1%を自治体負担の対象とすることを決定・周知。

復興交付金(効果促進事業)の活用について

- 28年4月26日に、震災復興が新たなステージに入っている中で、新たに顕在化している地域の課題に対応すべく、復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修、被災地における観光振興、離半島部等における暮らしの再建支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化。
- 29年6月23日に、移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援、土地の利活用に資する取組への支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化。

3-6 復興交付金③

- 基幹事業は、復興地域づくりに必要となる事業を一括化して実施。これまで、住まいの確保に関する事業を中心に、道路事業、水産・漁港関連事業、下水道事業、農地整備事業等に多く配分。
- 効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するもの。復興地域づくりの構想から防集跡地の利活用まで、復興のステージに応じた多様なニーズに対応。

基幹事業の活用事例

※金額は事業間流用後の事業費

住まいの確保

- ・災害公営住宅整備事業(63市町村、7,049億円)
- ・防災集団移転促進事業(28市町村、5,523億円)
- ・都市再生区画整理事業(22市町村、4,628億円)

生業の再建

- ・水産・漁港関連施設整備事業(36市町村、2,778億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(40市町村、2,111億円)

都市機能の形成

- ・津波復興拠点整備事業(17市町、1,371億円)
- ・道路事業(50市町村、5,694億円)
- ・下水道事業(27市町村、3,113億円)
- ・都市公園事業(21市町村、652億円) 等

教育環境の整備等

- ・公立学校等の施設整備・環境改善事業(22市町村、147億円)
- ・その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施

効果促進事業の活用事例

復興・創生期間におけるまちづくりの構想

- ・維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成 等

基幹事業の工事の加速

- ・基幹事業と他事業との調整のためのコンサルタントの活用 等

地域の実情に沿ったまちづくりの実施

- ・具体的な利用見込みのある土地の嵩上げ
- ・津波避難監視カメラ、防災備蓄倉庫 等

災害公営住宅における新たな生活の立ち上げ

- ・防集団地内のコミュニティ施設 等

移転先団地等における住宅の自力再建の支援

- ・住宅再建に係る相談会の開催 等

まちなりわい・にぎわいの再生

- ・一次産品の新商品開発、産業用地や観光交流施設の整備 等

防集移転元地の利活用

- ・土地利用計画の検討・作成
- ・防集移転元地における広場、道路等の整備

震災遺構の保存等への対応

3-6 復興交付金④

- 平成23年度第3次補正予算から令和2年度予算(補正後)までで、国費3兆4,834億円(事業費4兆3,346億円)を計上。
- これまでに29回の配分を行い、国費3兆3,284億円(事業費4兆1,695億円)を配分。

予算額の内訳			(単位:億円)		
	国費	事業費			
平成23年度第3次補正予算	15,612	19,307			
平成24年度予算	2,868	3,584			
平成25年度予算	5,918	7,397			
平成25年度第1次補正予算	611	763			
平成26年度予算	3,638	4,547			
平成27年度予算	3,173	3,931			
平成28年度予算(補正後)	930	1,165			
平成29年度予算	525	655			
平成30年度予算	805	1,027			
令和元年度予算	573	735			
令和元年度第1次補正予算	153	197			
令和2年度予算(補正後)	30	37			
合計	34,834	43,346			

(参考)県毎の配分額の内訳 (単位:億円)

	国費	事業費
岩手県	8,914	11,128
宮城県	19,800	24,748
福島県	3,509	4,428
その他	1,060	1,463
合計	33,284	41,767

注1) 予算額及び各回の配分額の事業費はそれぞれ予算計上時点、配分時点での金額
注2) 県毎の配分額の内訳は事業間流用後の金額
注3) 端数処理により合計と一致しない場合がある

各回の配分額	国費	事業費
第1回(24年3月2日)	2,510	3,055
第2回(24年5月25日)	2,612	3,165
第3回(24年8月24日)	1,435	1,806
第4回(24年11月30日)	7,148	8,803
第5回(25年3月8日)	1,997	2,538
第6回(25年6月25日)	527	632
第7回(25年11月29日)	1,832	2,338
第8回(26年3月7日)	2,142	2,616
第9回(26年6月24日)	542	702
第10回(26年11月25日)	3,365	4,242
第11回(27年2月27日)	1,538	2,037
第12回(27年6月25日)	544	735
第13回(27年12月1日)	1,345	1,667
第14回(28年2月29日)	1,187	1,487
第15回(28年6月24日)	172	210
第16回(28年12月1日)	779	991
第17回(29年2月28日)	688	873
第18回(29年6月23日)	55	74
第19回(29年12月1日)	722	942
第20回(30年2月28日)	319	418
第21回(30年6月27日)	40	52
第22回(30年11月30日)	573	760
第23回(31年2月28日)	200	247
第24回(令和元年6月27日)	43	57
第25回(令和元年11月29日)	652	856
第26回(令和2年2月28日)	296	367
第27回(令和2年6月26日)	16	20
第28回(令和3年2月26日)	0.4	0.5
第29回(令和3年3月19日)	3.6	4.8
合計	33,284	41,695

(単位:億円)

3-6 復興交付金⑤

- 復興交付金により整備したインフラは、地域の財産として、被災地方公共団体が維持・管理。
- 住民意向の変化や人口減少等を踏まえ、適時適切な事業内容となるよう、復興庁も助言し、被災地方公共団体において事業計画の見直しを実施。

- 高台移転等により新たな住宅団地を整備する場合には、住民意向の変化を踏まえ、事業規模の縮小にも対応。
※ 高台移転の計画戸数は約2万8千戸(24年12月末時点)から約1万8千戸(30年3月末時点)に縮小。

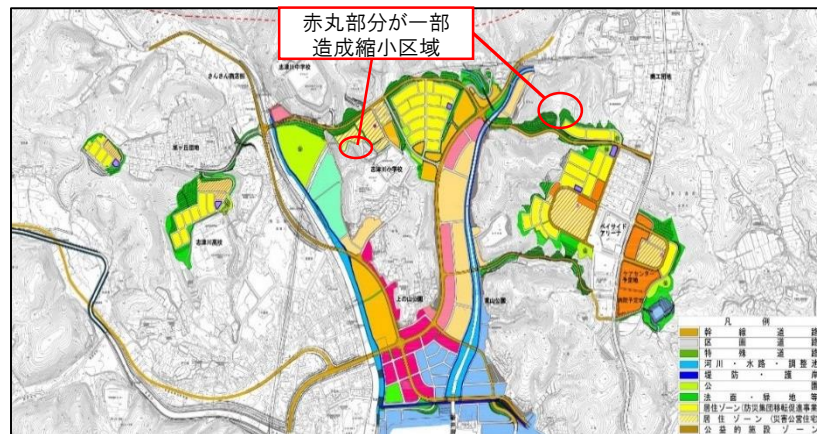
陸前高田市(中心部)

- 陸前高田市では、津波で被災した中心市街地で、高台移転や盛土造成による新たな市街地を整備。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し
(高台住宅地造成戸数:1,047戸(見直し前)⇒984戸(26年3月時点)⇒550戸(29年9月時点))。



南三陸町(志津川地区)

- 南三陸町では、津波で被災した志津川地区で、高台移転による新たな市街地を整備し、住宅や公共・公益施設を配置。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し。
(高台住宅地造成戸数:1,182戸(見直し前)⇒943戸(26年3月時点)⇒784戸(29年9月時点))



- 施設整備の場合も、必要性、市町村の人口動態や施設の利用者数、維持管理費等を考慮し、適切な規模を検討。

○ 女川町

- ・ 地域交流センターについて、旧公民館の面積を参考に、人口減少を加味し、旧公民館の約73%の規模(1,103m²)で整備。

○ 岩沼市

- ・ 防集移転団地のコミュニティセンターについて、利用人数等を勘案し、被災した集会所の総計面積の約74%の規模(850m²)で整備。

3-6 復興交付金⑥

主な市町村における復興交付金の活用事例(1)

① 岩手県

※金額は事業間流用後の事業費

陸前高田市(配分額:事業費3,132億円)

- 土地区画整理事業(2地区:1,260億円)
- 防災集団移転促進事業(342億円)
- 災害公営住宅の整備(231億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(23事業、299億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、208億円)
- 水産加工団地等における民間の水産加工場の整備等(62億円)
- 圃場整備事業(3地区、48億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 土砂仮置き場整備事業(9億円)
- 災害公営住宅の下層階への生活利便施設の整備(1億円)
- 自治会館の整備(2億円) 等

釜石市(配分額:事業費1,880億円)

- 災害公営住宅の整備(402億円)
- 土地区画整理事業(4地区、276億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、182億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(15事業、117億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(71億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興拠点における駐車場の整備(6億円)
- 障がい者就労支援施設用地整備(0.6億円)
- 鵜住居地区の復興広場整備(17億円)
- 市営墓地の整備(0.2億円) 等

大槌町(配分額:事業費1,513億円)

- 防災集団移転促進事業(343億円)
- 災害公営住宅の整備(236億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(84億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、67億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 災害公営住宅のピロティ部分を駐車場等に整備(1百万円)
- 中学校仮設運動場の整備(0.2億円)
- 震災遺構の保存調査(9百万円) 等

山田町(配分額:事業費1,451億円)

- 防災集団移転促進事業(336億円)
- 災害公営住宅の整備(210億円)
- 土地区画整理事業(5地区、179億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(21事業、220億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(2地区、100億円)
- 津波復興拠点整備事業(90億円)
- 民間の水産加工場の整備(36億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産加工施設再建に伴う設備導入支援(4億円)
- ボランティア等向けの簡易宿泊施設(トレーラーハウス)整備(0.3億円)
- 流出した砂浜再生に向けた調査(0.1億円) 等

大船渡市(配分額:事業費1,233億円)

- 災害公営住宅の整備(202億円)
- 防災集団移転促進事業(165億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(24事業、300億円)
- 民間の水産加工場整備、製氷施設整備、船揚場の嵩上げ等(91億円)
- 土地区画整理事業(106億円)
- 津波復興拠点整備事業(57億円)
- 学校施設関連(公立学校の新增築・統合、保育園の多機能化等、17億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(25億円)
- コミュニティ広場の整備(0.6億円)
- 魚市場共用施設(トイレ、シャワー室等)の整備(0.3億円) 等

宮古市(配分額:事業費1,141億円)

- 災害公営住宅の整備(208億円)
- 防災集団移転促進事業(152億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(15事業、218億円)
- 土地区画整理事業(2地区、114億円)
- 民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(94億円)
- 浸水対策事業(排水ポンプ場の整備)(43億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(10地区、36億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、44億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波遺構保存整備事業(たろう観光ホテル保存)(2億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(8億円)
- キャンプ場の復旧整備(5百万円) 等

3-6 復興交付金⑦

主な市町村における復興交付金の活用事例(2)

②宮城県

※金額は事業間流用後の事業費

石巻市(配分額:事業費6,912億円)

- 災害公営住宅の整備(1,246億円)
- 防災集団移転促進事業(936億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(48事業、1,039億円)
- 下水道事業(30事業、1,512億円)
- 土地区画整理事業(275億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(221億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(25地区、113億円)(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波被災企業等のための企業用地の整備(21億円)
- 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧(0.9億円)等

気仙沼市(配分額:事業費3,753億円)

- 災害公営住宅の整備(713億円)
- 防災集団移転促進事業(506億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(43事業、524億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場整備(381億円)(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 造船関係施設の集約のための用地の整備(48億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための嵩上げ(25億円)
- 水産試験場の復旧整備(9億円)
- 復興市民広場の整備(3億円)等

仙台市(配分額:事業費2,421億円)

- 災害公営住宅の整備(766億円)
- 防災集団移転促進事業(469億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(274億円)
- 地盤沈下地域の内水排除の為に下水道(183億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(4事業、222億円)
- 災害公営住宅家賃低廉化・低減事業(154億円)
- 圃場整備や農業用施設・機械の整備(32億円)(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 滑動崩落に起因する土地境界調整への専門家派遣(0.1億円)等

東松島市(配分額:事業費2,019億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、399億円)
- 防災集団移転促進事業(335億円)
- 土地区画整理事業(230億円)
- 災害公営住宅の整備(272億円)
- 農地の圃場整備や農業用施設等の整備(136億円)(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集移転元地における産業用土地区画整理事業地の内水排除のための嵩上げ(21億円)
- 防集跡地における企業用地整備(8億円)
- 震災遺構保存活用可能性調査(0.2億円)等

女川町(配分額:事業費1,979億円)

- 小・中学校移転整備事業(37億円)
- 水産加工団地における排水処理施設、水産物卸売市場及び民間の水産加工場の整備(196億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(13事業、252億円)
- 災害公営住宅の整備(263億円)
- 土地区画整理事業(564億円)
- 防災集団移転促進事業(237億円)(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集事業発生土のストックヤード整備(10億円)等

南三陸町(配分額:事業費1,423億円)

- 漁業集落防災機能強化事業(23地区、27億円)
- 水産物卸売市場及び民間の水産加工場等の整備(79億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(17事業、177億円)
- 災害公営住宅の整備(234億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、128億円)
- 土地区画整理事業(71億円)
- 防災集団移転促進事業(372億円)(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 志津川小・中学校施設の環境改善(3億円)
- 漁港の砂浜復旧(3億円)
- メモリアルゾーン整備(7億円)等

山元町(配分額:事業費1,097億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、176億円)
- 災害公営住宅の整備(114億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、149億円)
- 圃場整備(242億円)
- 防災集団移転促進事業(118億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(67億円)(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 漁港の静穏度対策検討調査(0.1億円)
- 中浜小学校の遺構としての保存に向けた調査(0.1億円)等

岩沼市(配分額:事業費900億円)

- 排水路・排水機整備事業(3地区、246億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(9事業、172億円)
- 防災集団移転促進事業(151億円)
- 圃場整備(3地区、126億円)
- 災害公営住宅の整備(52億円)
- 防災緑地などの都市公園整備事業(50億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(30億円)
- 子育て拠点関連施設の一体整備(2.6億円)(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 道路整備促進(工事監督支援)(1.8億円)等

亘理町(配分額:事業費852億円)

- 圃場整備(242億円)
- 災害公営住宅の整備(126億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(99億円)
- 防災集団移転促進事業(88億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(8事業、125億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(13億円)
- 民間の水産加工場の整備(15億円)
- いちご選果場の整備(7億円)
- 漁具倉庫の整備(2億円)(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集跡地における企業用地整備(0.3億円)
- 防災まちづくり計画の策定(0.1億円)等

3-6 復興交付金⑧

主な市町村における復興交付金の活用事例(3)

③福島県

※金額は事業間流用後の事業費

いわき市(配分額:事業費1,712億円)

- 災害公営住宅の整備(432億円)
- 土地区画整理事業(283億円)
- 津波防災緑地等の都市公園事業(7地区、221億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、170億円)
- 水産物卸売市場等の整備(55億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 埋蔵文化財収蔵庫整備(2億円)
- いちごのブランド化促進(施設整備、販路拡大等)(0.7億円) 等

南相馬市(配分額:事業費593億円)

- 防災集団移転促進事業(210億円)
- 圃場整備(76億円)
- 災害公営住宅の整備(92億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(5事業、53億円)
- 被災した園芸施設等の整備(23億円)
- 被災した漁港施設の整備(14億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興作業用住居の建設補助(3億円)
- 埋蔵文化財収蔵庫整備(1億円) 等

相馬市(配分額:事業費875億円)

- 防災集団移転促進事業(150億円)
- 災害公営住宅の整備(88億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(28事業、121億円)
- 水産種苗研究・生産施設の再建整備(95億円)
- 津波防災緑地の整備(1地区、75億円)
- 共同利用の水産加工施設等の再建整備(62億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地区の内水排除のための嵩上げ(8億円) 等

新地町(配分額:事業費533億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、128億円)
- 防災集団移転促進事業(81億円)
- 津波防災緑地の整備(2地区、83億円)
- 土地区画整理事業(1地区、48億円)
- 津波復興拠点整備事業(1地区、67億円)
- 災害公営住宅の整備(31億円)
- 民間の水産加工場の整備(7億円)
- 農業用施設・機械の整備(2億円) 等

※ その他の市町村においても、地域の実情に応じ、以下のような用途にも復興交付金を活用

須賀川市(配分額:事業費152億円)

- 市街地再開発事業(78億円)
- 災害公営住宅の整備(28億円)
- 地震により決壊した藤沼ダム周辺の被災した地域交流拠点の再建(4億円)

広野町(配分額:事業費112億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(10事業、50億円)
- 津波防災緑地の整備(35億円)
- 災害公営住宅の整備(17億円)

楢葉町(配分額:事業費86億円)

- 防災集団移転促進事業(17億円)
- 災害公営住宅の整備(49億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(2億円)

浪江町(配分額:事業費108億円)

- 防災集団移転促進事業(50億円)
- 民間の水産加工場の整備(14億円)
- 津波により流失した共同墓地の移転整備(2億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(3事業、1億円)

富岡町(配分額:事業費33億円)

- 津波で被災した駅前土地区画整理事業(10億円)

飯舘村(配分額:事業費10億円)

- 原発事故からの避難先での営農再開のための農業用施設・機械の整備(5億円)
- 災害公営住宅の整備(2億円)

川内村(配分額:事業費5億円)

- 野菜工場の復興整備(3億円)
- 被災した地域間交流施設の修復(2億円)

川俣町(配分額:事業費0.9億円)

- 原発事故により使用できない鶏飼育施設の代替施設の整備(0.6億円)

3-6 復興交付金⑨

主な市町村における復興交付金の活用事例(4)

④茨城県

※金額は事業間流用後の事業費

潮来市(配分額:事業費205億円)

- 市街地の液状化対策(112億円)

北茨城市(配分額:事業費101億円)

- 災害公営住宅の整備(32億円)
- 水産物市場、製氷・貯氷施設の整備(30億円)
- 防災集団移転促進事業(7億円)

神栖市(配分額:事業費100億円)

- 市街地の液状化対策(96億円)
- 防災拠点の整備(4億円)

鹿嶋市(配分額:事業費99億円)

- 市街地の液状化対策(83億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(5億円)

大洗町(配分額:事業費54億円)

- 津波被災区域から高台への避難路等の整備(36億円)
- 魚市場荷捌き所、水産物加工処理施設等の整備(8億円)
- 一時避難所の整備(3億円)

東海村(配分額:事業費33億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(33億円)

⑤青森県

八戸市(配分額:事業費56億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(25億円)
- 災害公営住宅の整備(14億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 公民館整備(6億円)
- 津波避難施設、津波避難タワー建設(3億円) 等

三沢市(配分額:事業費5億円)

- 漁民研修施設の復興整備(3億円)
- 津波避難計画等策定(0.3億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 三沢漁港内直売所等整備(0.9億円)
- 津波避難監視カメラ整備(0.4億円)

⑥千葉県

浦安市(配分額:事業費428億円)

- 市街地の液状化対策(369億円)
- 幹線道路の液状化対策(44億円)

香取市(配分額:事業費65億円)

- 市街地の液状化対策(50億円)
- 地盤沈下に伴う雨水排水対策(7億円)
- 災害公営住宅の整備(4億円)

⑦北海道、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県

北海道 広尾町(配分額:事業費1億円)

- 漁業集落における避難階段の整備(0.7億円)

栃木県 矢板市(配分額:事業費9億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(7億円)

埼玉県 久喜市(配分額:事業費52億円)

- 市街地の液状化対策(52億円)

新潟県 十日町市(配分額:事業費1億円)

- 災害公営住宅の整備(1億円)

長野県 栄村(配分額:事業費26億円)

- 災害公営住宅の整備(6億円)
- 被災した農業用施設・機械の整備(5億円)
- 農用地の基盤改良等(3億円)
- 避難道路の整備(6億円)

3-7 震災復興特別交付税

- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
 - 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、事業実施状況に合わせて決定・交付。
- 〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等）、地方税等の減収額への補てん

○ 震災復興特別交付税の主な算定項目別算定額の推移

(単位: 億円)

主な算定項目	交 付 年 度										累計
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
直轄・補助事業に係る地方負担額	5,221	3,980	3,890	4,068	4,801	4,184	3,695	3,594	3,992	3,341	40,767
地方単独事業	1,909	3,203	859	885	858	760	737	556	500	430	10,697
うち単独災害復旧事業費	1,656	712	364	390	414	313	348	213	192	180	4,781
うち 風評被害対策等	253	2,491	496	495	444	446	389	344	308	250	5,916
地方税等の減収額への補てん	1,005	542	770	792	734	434	426	383	389	439	5,914
交 付 額	8,134	7,645	5,071	5,144	5,889	4,877	4,382	4,301	4,634	4,007	54,086

※各年の交付額は、過年度分の交付額の精算を含むため、各項目の合計と一致しないことがある。
※端数処理により、合計が一致しないことがある。

○ 令和2年度の県別震災復興特別交付税額

(単位: 百万円)

都道府県名		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	その他	合計
交付額	道府県分	3,813	63,084	51,529	96,569	9,662	171	1,181	68	134	889	227,101
	市町村分	3,061	21,355	66,042	38,090	30,069	4,609	10,312	24	19	53	173,635
	合計	6,874	84,438	117,571	134,660	39,731	4,780	11,494	93	153	942	400,735

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

3-8 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」①

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対応することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3-8 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」②

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の活用状況について
(県分)

(単位：百万円)

県 名	基金規模 ①	特別交付税 措置額 ②	復興基金活用額				執行率 ⑤÷①	(参考) 基金名
			平成23年度～ 令和元年度 (実績額) ③	令和2年度 (当初予算) ④	活用累計額 ⑤(③+④)	うち市町村 交付金		
青 森 県	8,000	8,000	7,462	169	7,631	(4,000)	95.4%	青森県東日本大震災復興推進基金
岩 手 県	42,000	42,000	39,371	2,176	41,547	(21,000)	98.9%	東日本大震災津波復興基金
宮 城 県※ ¹	91,611	66,000	81,657	4,390	86,047	(33,000)	93.9%	東日本大震災復興基金
福 島 県	57,000	57,000	54,330	1,685	56,015	(28,500)	98.3%	福島県原子力災害等復興基金
茨 城 県※ ¹	16,911	14,000	16,639	126	16,765	(7,000)	99.1%	茨城県東日本大震災復興基金
栃 木 県※ ¹	4,018	4,000	4,018	0	4,018	(2,000)	100.0%	栃木県東日本大震災復興推進基金
千 葉 県※ ¹	3,001	3,000	3,001	0	3,001	(3,001)	100.0%	千葉県東日本大震災市町村復興基金
新 潟 県	1,000	1,000	1,000	0	1,000	(500)	100.0%	新潟県中越大地震復興基金
長 野 県※ ¹	1,010	1,000	1,010	0	1,010	(1,010)	100.0%	長野県栄村復興基金
合 計※ ²	224,551	196,000	208,488	8,546	217,034	(100,011)	96.7%	

※1 「基金規模」及び「復興基金活用額」には寄附金等を含む。
※2 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

(市町村分)

(単位：百万円)

県 名	基金規模※ ¹ ①	うち市町村 交付金 ②	交付金活用額			執行率 ⑤÷①	(参考) 交付金事業名
			平成23年度～ 令和元年度 (実績額) ③	令和2年度 (当初予算) ④	交付金活用累計額 ⑤(③+④)		
青 森 県※ ²	4,045	(4,000)	3,955	9	3,965	98.0%	青森県東日本大震災復興推進交付金
岩 手 県※ ²	22,147	(21,000)	17,849	2,133	19,982	90.2%	東日本大震災津波復興基金市町村交付金
宮 城 県※ ²	33,095	(33,000)	28,644	2,418	31,063	93.9%	東日本大震災復興基金交付金
福 島 県※ ²	29,198	(28,500)	26,698	420	27,118	92.9%	福島県市町村復興支援交付金
茨 城 県※ ²	7,002	(7,000)	7,002	0	7,002	100.0%	市町村復興まちづくり支援事業費交付金
栃 木 県※ ²	2,008	(2,000)	2,008	0	2,008	100.0%	東日本大震災復興推進事業交付金
千 葉 県※ ²	3,002	(3,001)	2,890	54	2,945	98.1%	「がんぼうろ！千葉」市町村復興基金交付金
新 潟 県※ ²	500	(500)	500	0	500	100.0%	東日本大震災復興事業交付金
長 野 県※ ²	1,010	(1,010)	858	121	979	97.0%	長野県栄村復興交付金
合 計※ ³	102,009	(100,011)	90,406	5,156	95,562	93.7%	

※1 市町村は、県の復興基金からの交付金を受けて、基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。
※2 「基金規模」及び「交付金活用額」には寄附金等を含む。
※3 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

3-8 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」③

○「取崩し型復興基金」を活用した主な事業

※ 総務省まとめ

県分

【市町村向け交付金】（1, 000億円） ○地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金 【生活支援】（100億円） ○被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援 ○仮設住宅における防犯ボランティアへの支援 ○仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助 ○被災地域の集会所等のコミュニティ施設の再建支援 など 【住宅対策】（200億円） ○災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援 ○融資が困難な被災者の宅地復旧工事等への支援 など 【教育文化対策】（50億円） ○私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援 ○部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援 ○被災地における芸術・文化活動に対する支援 など	【産業復興・地域振興対策】（500億円） ○被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援 ○被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援 ○小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援 ○早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や代替家畜等の導入支援 ○被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援 ○被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援 ○被災地の観光振興に対する支援 など 【融資への利子補給】（50億円） ○県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給 ○経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給 ○二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など 【その他】（260億円） ○被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への支援 ○震災周年追悼・記念行事開催への支援 ○震災の記録・教訓の伝承や展示 など
--	---

市町村分

【生活支援における事業例】 ○被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送 ○仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置 ○避難者受入自治体における交流会の開催 ○仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助 ○被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援 ○地区集会施設の復旧等に対する支援 ○被災した私道の復旧に対する支援	【住宅対策における事業例】 ○一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援 【教育文化対策における事業例】 ○被災した児童福祉施設等における各種備品の整備 ○通学用のバス乗車券の購入補助 ○被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営 ○青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援 【産業復興・地域振興対策における事業例】 ○仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成 ○被災農業者向けの苗木の購入等の支援
--	---

3-8 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」④

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

○ 対象住宅数：40,738棟

津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

○ 対象経費：住宅再建支援に要する経費

①土地区画整理事業等の対象外の住宅（32,184棟）分
：282万円（住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費（1／2）、移転経費）

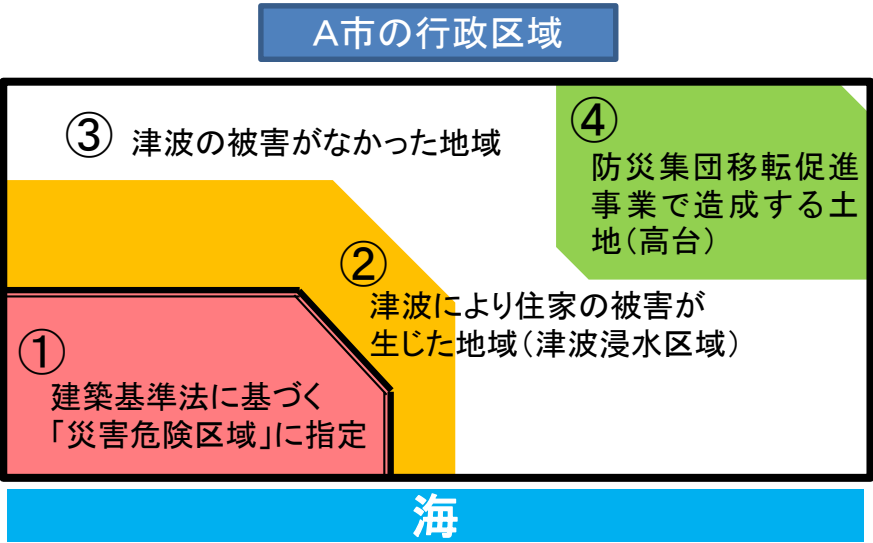
②土地区画整理事業等の対象の住宅（8,554棟）分
：163万円（住宅建築に係る利子相当額、移転経費）

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

○ 交付額（全額を県から市町村に交付）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合 計
5	215	709	103	5	11	1,047

【再建パターンと支援策】



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり（被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成）

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

（単位：億円）

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

3-8 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」⑤

○津波被災地域の住宅再建支援に係る基金の活用状況について

(単位：百万円)

県 名	県から 市町村への 交付額※ ¹ ①	震災復興 特別交付税 措置額 ②	交 付 金 活 用 額			執行率 ⑤÷①	(参考) 交付金事業名
			平成24年度～ 令和元年度 (実績額) ③	令和2年度 (当初予算) ④	活用累計額 ⑤(③+④)		
青 森 県	478	478	393	16	409	85.5%	青森県東日本大震災復興推進交付金
岩 手 県	21,461	21,461	18,320	951	19,271	89.8%	東日本大震災津波復興基金市町村交付金
宮 城 県※ ²	72,753	70,856	60,722	2,934	63,656	87.5%	東日本大震災復興基金交付金
福 島 県	10,306	10,306	2,850	951	3,801	36.9%	福島県市町村復興支援交付金
茨 城 県	455	455	222	233	455	100.0%	津波被災地域復興支援事業費交付金
千 葉 県	1,146	1,146	510	23	533	46.5%	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金
合 計※ ³	106,599	104,702	83,016	5,108	88,124	82.7%	

※1 県は、震災復興特別交付税による措置分を全額市町村に交付金により交付済みであり、市町村は、県からの交付金を受けて基金を設けるなどしたうえで事業を執行。
※2 「県から市町村への交付額」及び「交付金活用額」には県の「取崩し型復興基金」からの独自加算分を含む。
※3 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

3-9 福島復興に向けた制度①(福島復興再生特別措置法概要)

(公布:2012年3月31日、改正:2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針(閣議決定)

即して作成

福島復興再生計画

原子力災害からの福島復興及び再生を推進するための計画(県知事が作成・内閣総理大臣が認定)

避難指示の対象となった区域の復興・再生

住民の生活環境の整備等

- ①県等が管理する道路等の工事を国が代行
 - ②公共施設の清掃等を国が実施
 - ③事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
 - ④(特定復興再生拠点区域のみ)国の負担で除染等を実施 等
- ※特定復興再生拠点区域における事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画(市町村長が作成・内閣総理大臣が認定)に基づいて実施

営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

住民の帰還及び移住等の促進

- ①帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ②一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、(公社)福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

- ・地域ブランド(商標、品種)の登録料等の減免
- ・風評払拭への対応(農林水産物等の販売の実態調査、海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等)
- ・風評対策に係る課税の特例 等

新たな産業の創出等の重点的な推進

- ・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
 - ①ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
 - ②福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例
 - ③(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣
 - ④ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助 等

その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置 等

3-9 福島復興に向けた制度②

(復興庁設置法等の一部を改正する法律(福島復興再生特別措置法の一部改正関係)[令和2年6月12日法律第46号] 概要)

背景・必要性

- 帰還環境整備などが進む中、復興・創生期間後も、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速することが必要。

改正法の概要

1. 避難指示・解除区域の復興・再生の推進

(1) 帰還促進に加え移住等を促進

帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加

(2) 営農再開の加速化

① 農地の利用集積の促進(担い手の呼び込み)

福島県が計画を作成・公示し、所有者不明農地も含めて一体的に権利設定できる仕組みを導入

② 6次産業化施設の整備の促進

農地に6次産業化施設を整備する場合、①の計画に記載することで、農地転用等の特例を適用

③ 市町村と農業委員会の同意により、農業委員会の事務を市町村が実施できる特例を創設

2. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進

- ① 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定
- ② (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備
- ③ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助

3. 風評被害への対応

- ① 風評対策に係る課税の特例を規定
- ② 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進

4. 計画制度の見直し

福島県知事が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画(3系統に分かれる現行計画を統合)を作成し、国がこれを認定

※施行日：令和3年4月1日(2. ②③及び3. ②は公布日)

3-9 福島復興に向けた制度（参考）

（「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定））

2016年8月24日の与党復興加速化本部6次提言を受けて、2016年12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定。

基本指針の骨子

はじめに

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域の全て避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。

① 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

- 帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 2017年3月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

② 帰還困難区域の復興への取組

- 帰還困難区域における特定復興拠点等の整備（国の負担において行うことを位置付け）
- 長期避難者への支援

③ 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

- 双葉郡を始めとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
- 復興拠点等の整備等の加速

④ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

- 福島相双官民合同チームの体制強化
- 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
- 風評被害対策等
- 農林業賠償等

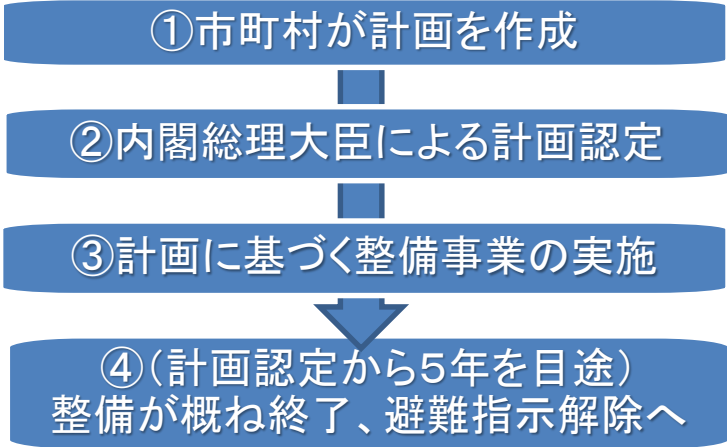
⑤ 廃炉・汚染水対策

⑥ 国と東京電力の役割

3-9 福島復興に向けた制度③（特定復興再生拠点区域）

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



■計画の認定基準

項 目	内 容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標(例:帰還者数)が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

3-9 福島復興に向けた制度④（福島復興再生基本方針の概要）

（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定、令和3年3月26日改定）

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義・目標
- 2 福島の復興及び再生の基本姿勢

第2 福島復興再生計画の認定に関する基本的な事項

《第2部 避難指示・解除等区域の復興及び再生》

第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣等
- 4 帰還・移住等環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画

第4 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第6 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第8 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第10 その他福島復興及び再生に関する基本的な必要な事項

3-9 福島復興に向けた制度⑤（福島復興再生特措法に基づく各種計画）

福島復興再生基本方針（閣議決定）

改正前

避難解除等区域復興再生計画

（県が申し出・国が策定）

- インフラ工事の代行
- 生活環境整備事業 等

企業立地促進計画
（県が作成・国に提出）

帰還環境整備事業計画
（県、帰還先市町村等が作成・国に提出）

生活拠点形成事業計画
（県、避難先市町村等が作成・国に提出）

特定復興再生拠点区域復興再生計画
（特定避難指示区域市町村が作成・国が認定）

産業復興再生計画

（県が作成・国が認定）

- 地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免 等

重点推進計画

（県が作成・国が認定）

- 国有試験研究施設の低廉使用 等

現行（令和3年度以降）

福島復興再生計画（県が作成・国が認定）【新設】

避難解除等区域の復興及び再生の推進

農用地利用集積等促進計画 【新設】
（県が作成・県が公告）

企業立地促進計画
（県が作成・国に提出）

帰還・移住等環境整備事業計画
（県、帰還・移住先市町村等が作成・国に提出）

生活拠点形成事業計画
（県、避難先市町村等が作成・国に提出）

特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進

特定復興再生拠点区域復興再生計画
（特定避難指示区域市町村が作成・国が認定）

原子力災害からの産業の復興及び再生の推進

特定事業活動振興計画 【新設】
（県が作成・国に提出）
→ 風評被害対処のための課税の特例を規定

新たな産業の創出等の重点的な推進

新産業創出等推進事業促進計画 【新設】
（県が作成・国に提出）
→ イノベ構想推進のための課税の特例を規定

3-9 福島復興に向けた制度⑥

(子ども被災者支援法)

(東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律)

1 法の経緯及び目的

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立、同月27日施行。
- 被災者の不安の解消、安定した生活の実現のため、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援施策を網羅的に講ずべき地域
＝「支援対象地域」
(放射線量が20mSv未満で一定の基準以上の地域)



法に基づく基本方針(H25.10.11閣議決定)において、
原発事故後、相当な線量が広がっていた
「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」
を設定。

※基本方針改定(H27.8.25)時に、線量は大幅に低減しているが、被災者の帰還や避難先への定住の判断には一定の期間を要するため、当面、支援対象地域の縮小はしないこととした。

3 支援施策の概要

- 放射線による健康への影響調査
 - ・県民健康調査
 - 住宅確保の支援
 - ・公営住宅の入居円滑化措置
 - 移動の支援
 - ・原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置
 - 子どもの就学等の援助・学習等の支援
 - ・福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- 等



3-10 これまでの主な動き①

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災・緊急災害対策本部発足
- 3月17日 被災者生活支援特別対策本部(被災者生活支援チーム)設置
- 5月 2日 東日本大震災財特法成立
平成23年度補正予算成立(復興経費4兆0,153億円)
- 6月24日 復興基本法施行
- 6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
- 6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
- 7月25日 平成23年度第2次補正予算成立(復興経費1兆8,106億円)
- 7月29日 「復興基本方針」策定
- 8月 5日 原発避難者特例法成立
- 8月26日 各府省の事業計画と工程表の取りまとめ(第1回)
- 8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
- 11月21日 平成23年度第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
- 11月30日 復興財源確保法成立
- 12月 7日 東日本大震災復興特別区域法成立
- 12月 9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月 9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
- 2月10日 復興庁開庁
- 3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
- 3月 5日 東日本大震災事業者再生支援機構事業開始
- 3月30日 福島復興再生特別措置法成立
- 4月 5日 平成24年度予算成立(復興特会3兆7,754億円)
- 6月21日 子ども被災者支援法成立
- 7月13日 「福島復興再生基本方針」を閣議決定
- 9月 4日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)の公表
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源(19兆円を25兆円)に見直し
- 2月 1日 福島復興再生総局を設置
- 2月 6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立(復興特会3,177億円)
- 3月 7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月 2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
- 5月10日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 5月15日 平成25年度予算成立(復興特会4兆3,840億円)
- 6月 5日 復興推進委員会
「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)
- 8月 7日 避難区域の見直しが完了
- 10月11日 「子ども被災者支援法基本方針」を閣議決定・国会報告
- 11月12日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定

【平成26年】

- 2月 6日 平成25年度補正予算成立(復興特会5,638億円)
- 3月20日 平成26年度予算成立(復興特会3兆6,464億円)
- 4月 1日 福島県田村市の避難指示解除
- 4月18日 「新しい東北の創造に向けて」(提言)を取りまとめ・公表
- 5月 1日 東日本大震災復興特別区域法の改正
- 6月10日 「産業復興創造戦略」を取りまとめ・公表
- 6月23日 「風評対策強化指針」を取りまとめ・公表
- 8月28日 「大熊・双葉ふるさと復興構想」公表
- 9月 1日 福島県が中間貯蔵施設の建設受入れを表明
- 10月 1日 福島県川内村の避難指示を一部解除
- 11月28日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月28日 南相馬市の特定避難勧奨地点を解除

3-10 これまでの主な動き②

【平成27年】

- 1月23日 被災者支援【健康・生活支援】総合対策を公表
- 2月 3日 平成26年度補正予算成立(復興特会2,597億円)
- 4月 9日 平成27年度予算成立(復興特会3兆9,087億円)
- 5月 7日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 6月12日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を閣議決定
- 6月24日 復興推進会議
今後5年にわたる復興・創生期間における復興事業のあり方等を取りまとめ・公表
- 6月30日 平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定
- 7月30日 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言公表
- 8月24日 福島相双復興官民合同チーム発足
- 8月25日 「子ども被災者支援法基本方針改定」を閣議決定・国会報告
- 9月 5日 福島県楢葉町の避難指示解除
- 10月 2日 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策取りまとめの公表
- 11月27日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月18日 「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」を公表
- 12月25日 復興・創生期間に向けた新たな課題への対応方針を公表

【平成28年】

- 1月20日 平成27年度補正予算成立(復興特会1,016億円)
- 1月22日 第1回東北観光アドバイザー会議を開催
- 3月11日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定
- 3月29日 平成28年度予算成立(復興特会3兆2,469億円)
- 3月31日 復興庁青森事務所を閉所
- 4月 1日 「復興・創生に向けたメッセージ皆様への約束とお願い」を公表
「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
- 4月15日 「東北観光アドバイザー会議」の提言を取りまとめ・公表
- 4月22日 被災者支援総合交付金の交付可能額(第1回)を通知
- 5月28日 福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を公表
- 6月 6日 東日本大震災5周年復興フォーラムを開催
- 6月12日 葛尾村の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
- 6月14日 川内村の避難指示を解除
- 7月12日 福島県南相馬市の避難指示解除(帰還困難区域を除く)
- 8月31日 帰還困難区域の取扱いに関する考え方を決定
- 9月26日 「「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正」を閣議決定
- 9月30日 「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」を公表
- 10月11日 平成28年度第2次補正予算成立(復興特会4,023億円)
- 11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針を閣議決定

3-10 これまでの主な動き③

【平成29年】

- 3月27日 平成29年度予算成立(復興特会2兆6,896億円)
- 3月31日 「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
川俣町の避難指示を解除
飯舘村、浪江町の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
- 4月 1日 富岡町の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
- 5月19日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 6月30日 「福島復興再生基本方針」の改定(閣議決定)
- 9月15日 「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 11月10日 「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月12日 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」決定
- 12月22日 「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定

【平成30年】

- 2月 1日 東日本大震災事業者再生支援機構法改正法成立
- 3月 9日 「富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 3月28日 平成30年度予算成立(復興特会2兆3,593億円)
- 4月20日 「飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 5月11日 「葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 7月 6日 「福島県における復興祈念公園の基本計画」公表
- 11月30日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月18日 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理の公表

【平成31年】

- 3月 8日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定
- 3月27日 令和元年度予算成立(復興特会2兆1,348億円)
- 3月29日 「復興特別区域基本方針の一部改正」を閣議決定
- 4月10日 大熊町の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)

【令和元年】

- 5月 7日 福島復興局いわき支所及び南相馬支所移転
- 10月23日 東日本大震災の復興施策の総括
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定

【令和2年】

- 1月30日 令和元年度補正予算成立(復興特会2,718億円)
- 3月 4日 双葉町の避難指示を解除(帰還困難区域の一部を除く)
- 3月 5日 大熊町の避難指示を解除(帰還困難区域の一部を除く)
- 3月10日 富岡町の避難指示を解除(帰還困難区域の一部を除く)
- 3月27日 令和2年度予算成立(復興特会2兆739億円)
- 6月 5日 復興庁設置法等の一部を改正する法律成立
- 7月17日 令和3年度以降の復興の取組について復興推進会議決定
- 12月11日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月18日 国際教育研究拠点の整備について復興推進会議決定

【令和3年】

- 3月 9日 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定
- 3月26日 「福島復興再生基本方針」の改定(閣議決定)
令和3年度予算成立(復興特会9,318億円)